

---

# 新座市公共施設等総合管理計画 (案)

---

平成28年 月

新 座 市



# 目 次

	頁数
<b>第1章 計画の位置付け等</b>	
1-1 計画を策定する目的	1
1-2 計画の位置付け	2
1-3 計画の期間	3
1-4 対象範囲	3
1-5 対象施設	4
1-6 用語の定義	5
<b>第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し</b>	
2-1 公共建築物の現状	6
2-2 インフラ資産の現状	11
2-3 総人口及び年代別人口についての今後の見通し	14
2-4 公共施設等の維持管理・修繕・更新に係る中長期的な経費の見 込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等	16
<b>第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針</b>	
3-1 現状及び課題に関する基本認識	22
3-2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	22
3-3 取組体制の整備及び情報の管理・共有の方策	28
3-4 フォローアップの方針	29
<b>用語解説</b>	30
本文中の※が付いている用語については、「用語解説」において解説しています。	
<b>参考資料 対象施設（公共建築物）一覧</b>	32

## はじめに

これまで、本市では、市民の福祉の向上等に対応するため、必要な施設を必要な範囲で建設するとともに、老朽化等に伴う維持補修や施設の複合化などを通じた公共施設等の最適化に取り組んでまいりました。

近年、高度経済成長を背景とした昭和40年代から50年代にかけての人口急増期に集中して整備した公共施設等の老朽化が進行し、一斉に更新時期を迎えようとしている状況は、全国共通の大きな課題となっております。一方で、少子高齢化が急速に進む現代社会においては、歳入の根幹を成す市税の大幅な伸びが期待できず、扶助費<sup>※</sup>を始めとした社会保障費<sup>※</sup>の増大が見込まれることから、今後地方公共団体の財政がますます厳しくなることが予測されます。

首都近郊に在る本市においても例外ではなく、将来にわたって財政的に厳しい状況が続くと見込まれる中、多種多様な市民ニーズに確実に応えていくため、保有する公共施設等の効果的・効率的な活用を図り、可能な限り次世代に負担を継承しないよう、公共施設等の適正な規模や在り方について必要に応じた検討が求められております。

このため、本市では、今後の厳しい財政状況等も勘案し、財政負担の軽減・平準化を通じた健全で持続的な行財政運営を図るため、「新座市公共施設等総合管理計画」を策定し、保有する公共施設等について、現況を把握し、中長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、公共施設等の最適化を図ってまいります。

平成28年 月

# 第1章 計画の位置付け等

---

## 1-1 計画を策定する目的

自治体が保有する公共施設等の多くは、主に昭和50年代前後に建設され、近い将来には更新が集中する時期が訪れる一方で、多くの自治体の財政は依然として厳しい状況が続いています。また、今後は少子高齢化による人口構成の変化による公共施設等の利用需要の変化も予測できるため、その必要性などを把握し、中長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、施設の最適な配置を実現することが課題となっています。

本市においても昭和40年から50年代にかけての人口急増期を中心に、市民ニーズに応じて教育施設を始めとした公共建築物や道路、上下水道などのインフラ資産を整備してきました。

このような公共施設等については、現在、整備後30年以上経過したものが多く、老朽化が顕著に現れており、近い将来には一斉に更新時期を迎えることが見込まれています。

また、今後予測される少子高齢化に伴う公共施設等の利用需要の変化を見据える中で、公共施設等が提供するサービスの在り方については必要に応じて見直しを行っていかねばなりません。

一方で、市の財政の見通しについては、この少子高齢化の進行により、歳入の根幹を成す市税の大幅な伸びが期待できない中、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題<sup>※</sup>を見据えると、今後、社会保障経費<sup>※</sup>などの義務的経費<sup>※</sup>の増加に伴い投資的経費<sup>※</sup>の確保が困難となる状況が見込まれます。このような中、市民のライフラインであり、憩いの場、学びの場、地域活動の拠点となる公共施設等をいかにして維持していくかが、本市における大きな課題であります。

こうした課題を解決するためには、公共施設等の総量や今後の利用需要を把握した上で、地域の実情や将来のまちづくりの方向性を踏まえるとともに、市の財政状況と連動させながら中長期的に管理運営を行う「資産経営」の視点を持つことが重要です。

このため、本市では、公共施設等の全体を把握し、中長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現する「資産管理（アセットマ

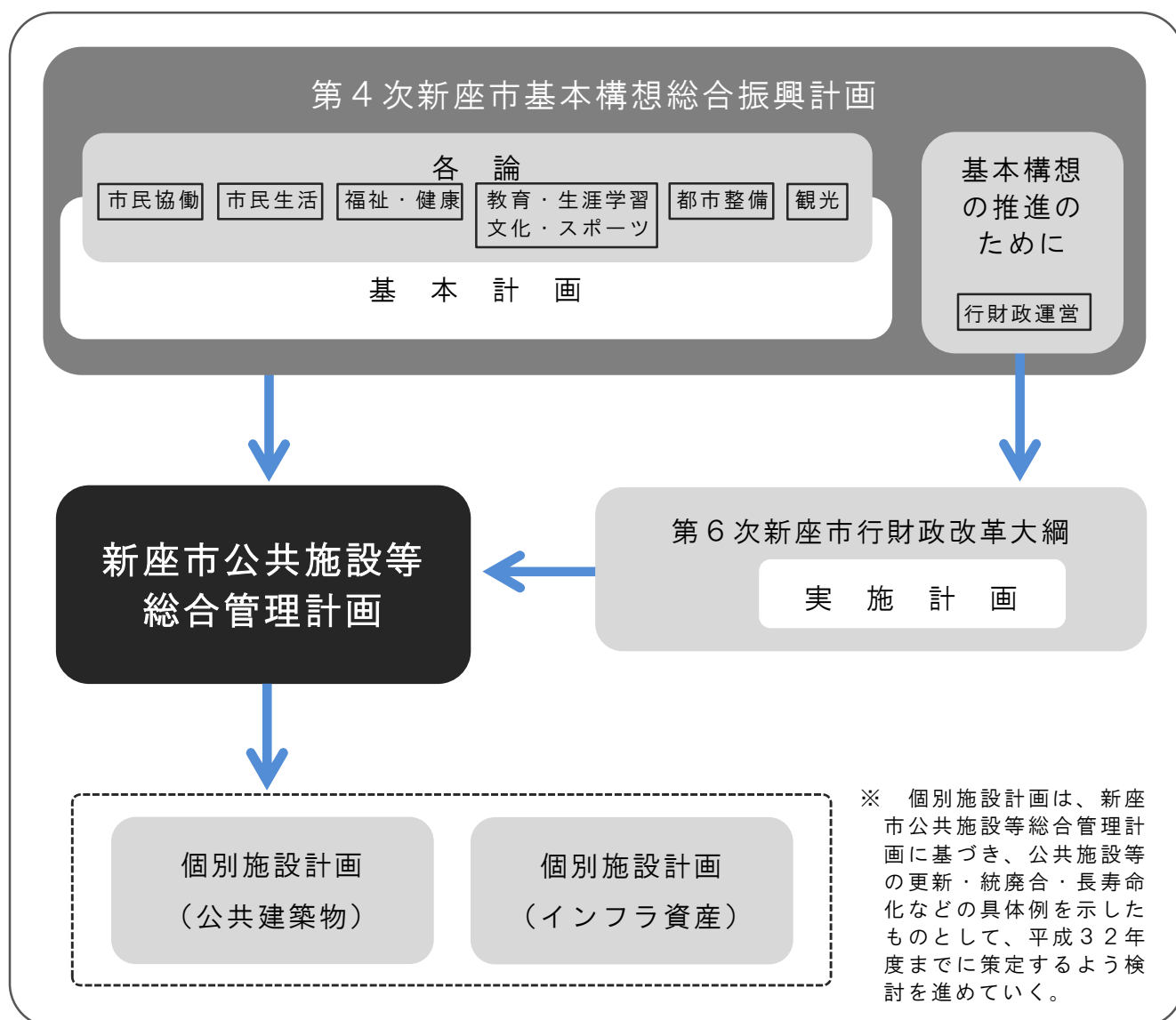
ネジメント)」を目指していきます。

そこで、今後のアセットマネジメントに向けた本市の取組の基本的な考え方を示すものとして「新座市公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

## 1-2 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である第4次新座市基本構想総合振興計画で定める総合的かつ計画的な行政運営を実現するために策定するものであり、同計画の後期基本計画等の関連計画との整合を図るとともに、第6次新座市行財政改革大綱における行財政改革の視点とも連動させた行政計画として位置付けるものです。

【図1-1-2 位置付けイメージ】



### 1-3 計画の期間

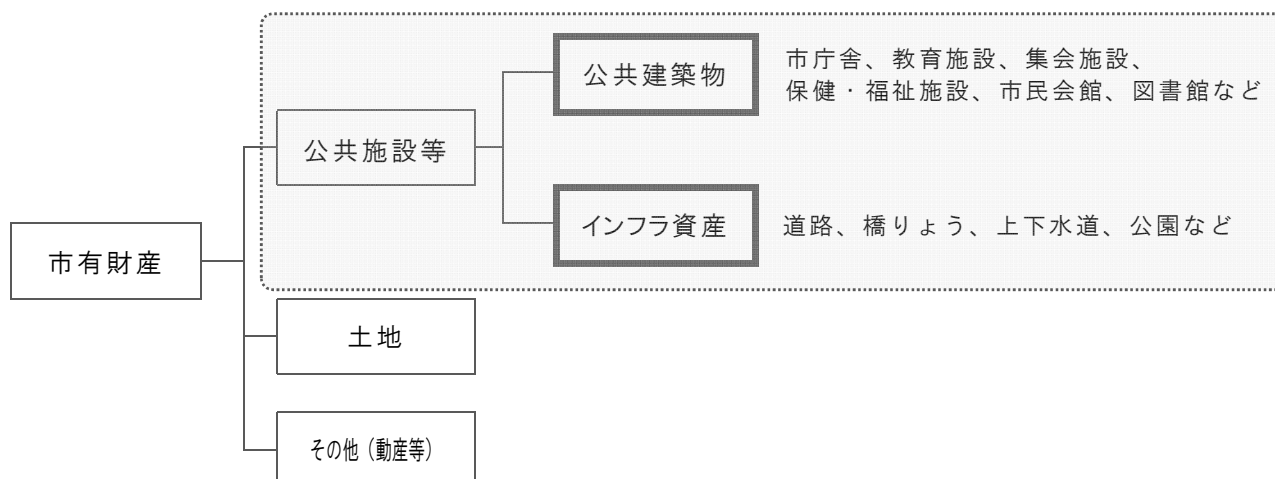
本市の公共施設等は、高度経済成長による人口急増期に加え、バブル期に多く整備されていることから、それらの更新が平成40年代から平成50年代頃に集中することが見込まれるため、この期間の更新における財政負担の軽減・平準化等を目指し、平成28年度（2016年度）から平成57年度（2045年度）までの30年間を計画期間とします。

なお、関連する諸計画の策定・見直しや社会経済情勢の変化等に応じて柔軟に見直しを図ります。

### 1-4 対象範囲

本計画の対象範囲は、市有財産のうち、全ての公共建築物及びインフラ資産を対象とします。

【図1-1-4 対象範囲】



## 1-5 対象施設

第2章において行う、公共建築物及びインフラ資産の現状分析やこれら公共施設等に係る更新費用の推計については、一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）において提供する公共施設更新費用試算ソフトを使用します。このソフトにおいて想定している対象施設については、学校、病院等の公共建築物並びに道路、橋りょう、上水道及び下水道のインフラ資産であり、これらに係る投資額が平成19年度の行政投資実績において市町村の行政投資額総額（約10兆円）の約9割を占めるものであることから、市町村の投資額についておおむね把握することができると考えられるため、これらを対象施設としたものです。

そのため、本計画においても上述の考え方を踏襲し、対象施設を市有財産の公共建築物のうち、屋根及び柱又は壁を有し（平成28年度中に解体を予定している施設を除く。）、小規模かつ仮設的な建築物、敷地内の小規模附属屋及び独立した小規模倉庫等ではなく（「小規模」の定義は明確にせず、建築物の性質等により判断します。）、本市の財政への影響が大きいと考えられる133施設を公共建築物における対象施設とします（P32以降に掲載した施設を対象とする。なお、表1-1-5のとおり、1棟で複数の用途に供する施設は「複合用途施設」として位置付け、施設数（棟数）を一つと数える。）。また、市有財産のインフラ資産のうち、道路、橋りょう、上水道及び下水道をインフラ資産における対象施設とします。なお、上水道については、企業会計による運営を行っているため、現状の把握のみにとどめ、更新費用の推計には含めないこととします。

【表1-1-5 複合用途施設】

施設名	
複 合 用 途 施 設	市民会館と中央図書館を1施設とする。
	福祉の里（障がい者福祉センター、老人福祉センター、老人デイサービスセンター、児童センター、体育館、図書館）を1施設とする。
	ふるさと新座館（ホール、野火止公民館）を1施設とする。



## 1-6 用語の定義

本計画で使用する用語は、以下のとおり定義します。

- (1) 「公共施設等」とは、市庁舎等の公共建築物に道路等のインフラ資産を含めたものをいう。
- (2) 「更新」とは、施設等を改修又は改築することをいう。
- (3) 「改修」とは、施設等の改良及び模様替え並びに施設設備及び施設の付帯施設等の新設をいう。このうち、施設等の劣化や機能低下が内外の部材から設備機器等の大部分に及び、維持保全などや施設利用に支障を来す前に、改良や新設を大規模に行う改修を「大規模改修」とする。
- (4) 「改築」とは、施設等の全部又は一部を取り壊し、用途や構造などが著しく異なる施設を新たに整備することをいう。
- (5) 「長寿命化」とは、施設等の耐用年数<sup>\*</sup>を延ばす目的で、施設等の一部を取り壊し、用途や構造などが著しく異なる施設を新たに整備すること又は修繕することをいう。
- (6) 「修繕」とは、損耗、劣化及び破損又は故障により損なわれた施設等の機能を回復させるために行う修理、補修等の行為をいう。
- (7) 「ライフサイクルコスト」とは、別に“トータルコスト”ともいうが、施設の建設から維持管理、解体撤去に至るまでの総合的な経費（生涯費用）をいう。
- (8) 「アセットマネジメント」とは、資産（アセット）の状態を的確に把握・評価し、計画的かつ効率的に管理（マネジメント）する手法のことをいう。

## 第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

### 2-1 公共建築物の現状

#### (1) 施設類型別の保有状況

本計画の対象施設のうち公共建築物は、平成27年3月末現在で133施設、総延床面積は240,432.7㎡で、市民一人当たり「1.47㎡(※)」となっています。東洋大学PPP研究センターが公表した全国の自治体における公共施設の延床面積データによると、981市区町村の人口一人当たりの延床面積が平均で「3.42㎡」、埼玉県内の自治体の平均が「2.20㎡」となっており、これらと比較すると本市の公共建築物の総量は相対的に少ないといえます。

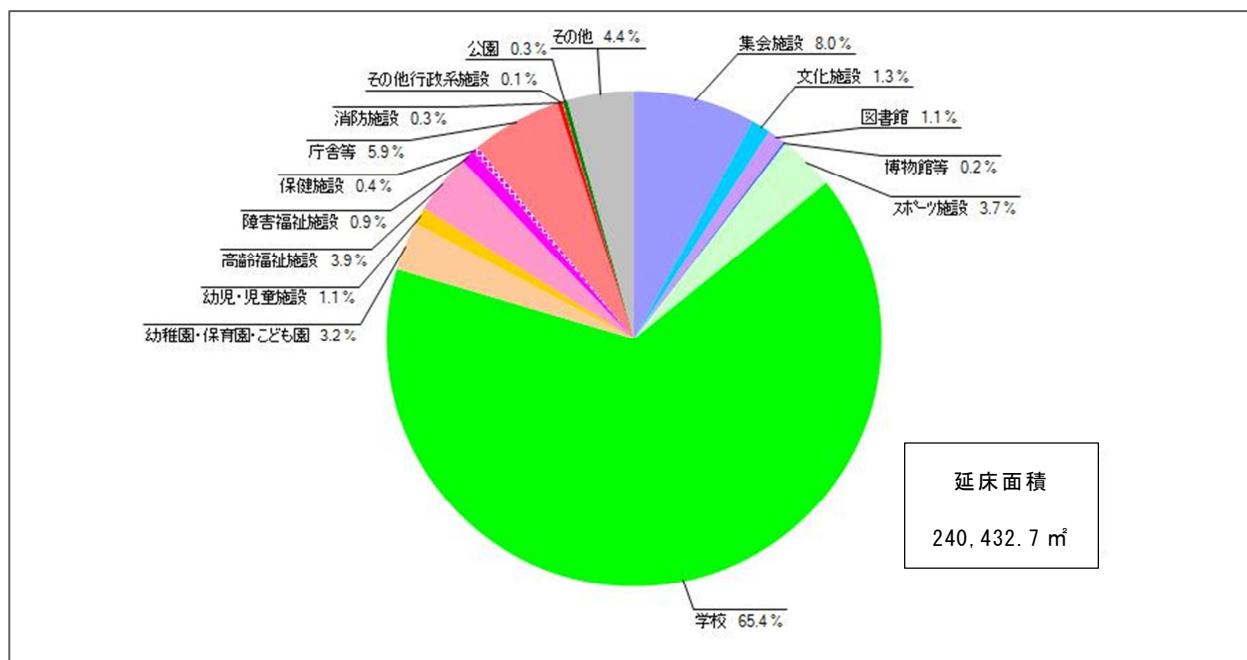
類型別では、学校施設（小・中学校全23校）が延床面積157,285㎡で全体の65.4%を占めており、続いて集会所等の集会施設が延床面積19,114.7㎡と全体の8.0%を占めています。その他の類型については表2-1-①に示していますが、総延床面積に対する割合では、上位3類型で約8割を占めており、特に学校施設の比重が大きいことが分かります。

(※) 市民一人当たりの延床面積の算定に当たっては、平成27年10月1日現在の住民基本台帳登録人数（163,674人）を用いています。

【表2-1-① 施設類型別施設数、面積、割合】

類型	施設数	延床面積(㎡)	割合	類型	施設数	延床面積(㎡)	割合
学校教育系施設 (学校)	23	157,285.0	65.4	保健・福祉施設 (障がい福祉施設)	6	2,175.8	0.9
市民文化系施設 (集会施設)	48	19,114.7	8.0	保健・福祉施設 (保健施設)	1	999.5	0.4
行政系施設 (庁舎等)	7	14,113.1	5.9	行政系施設 (消防施設)	8	691.6	0.3
保健・福祉施設 (高齢福祉施設)	4	9,466.0	3.9	公園 (公園(事務所等))	2	739.5	0.3
スポーツ・レクリエーション系 施設 (スポーツ施設)	3	8,805.6	3.7	社会教育系施設 (博物館等)	1	365.0	0.2
市民文化系施設 (文化施設)	1	5,735.0	2.4	行政系施設 (その他行政系施設)	1	137.2	0.1
子育て支援施設 (幼稚園・保育園・こども園)	10	7,662.9	3.2	その他	9	10,478.7	4.4
子育て支援施設 (幼児・児童施設)	9	2,663.1	1.1	合計	133	240,432.7	100

【図 2-1-1(1)-② 施設類型別割合】



## (2) 整備年度別の延床面積の状況

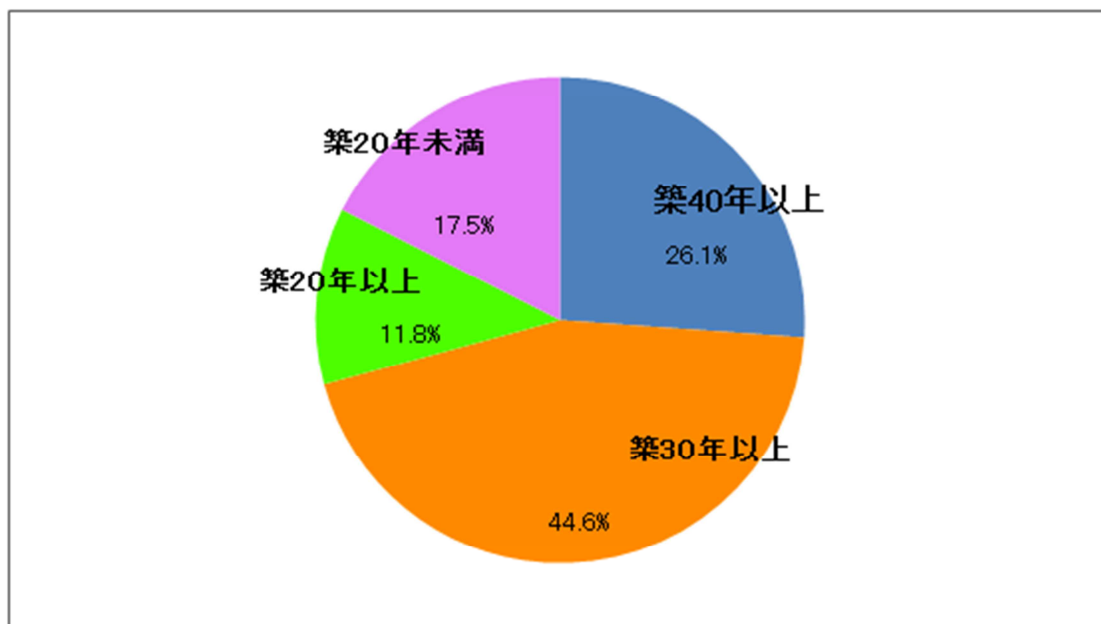
本市では、人口の急増期における市民ニーズ等に応えるため、昭和40年代から昭和50年代にかけて、公共施設を数多く整備してきました。

特に、学校施設については、第2次ベビーブーム期<sup>\*</sup>による児童生徒数の急増という当時の社会情勢に対応するため、この時期に集中して整備が進められました。

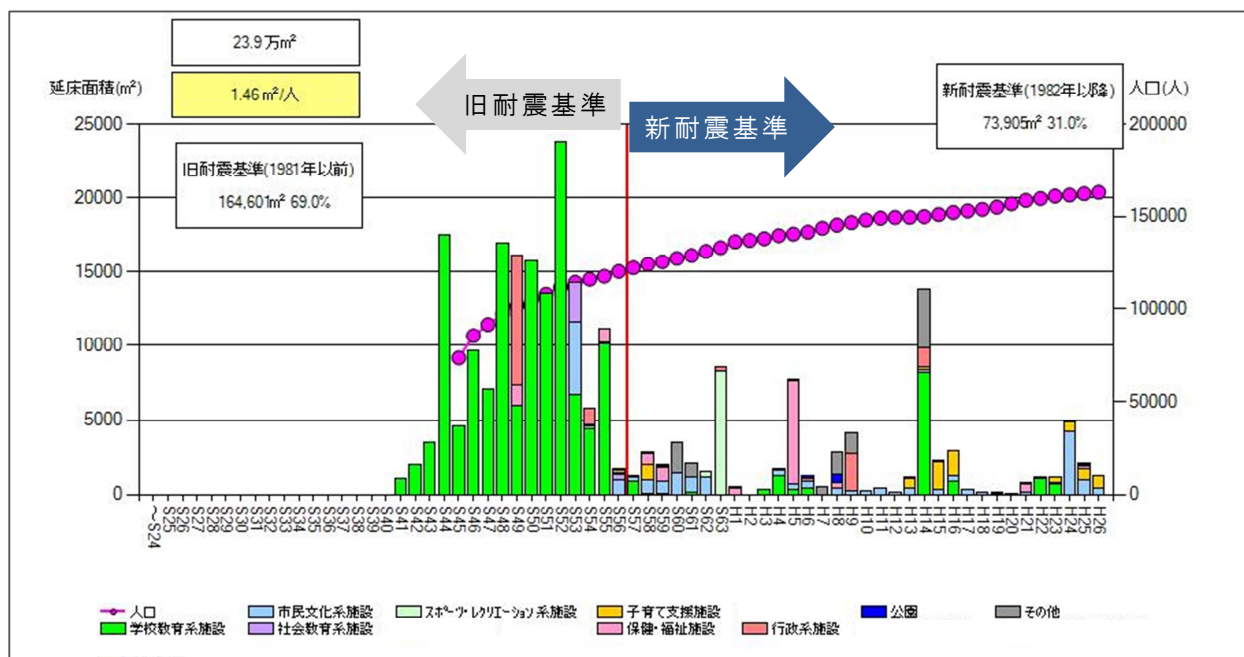
また、一般的な鉄筋コンクリート造（RC造）建築物の耐用年数<sup>\*</sup>が60年と言われる中で、図2-1-1(2)-①を見ると、本市では、建築後40年を経過している施設が26.1%、建築後30年を経過している施設が44.6%を占めており、老朽化が顕著な施設が合わせて全体の70.7%となっています。

したがって、これまでは比較的更新需要が少なかったものの、今後大量の施設が一斉に更新時期を迎えることによる大きな財政負担が想定されます。今後も厳しい財政状況が見込まれる本市においては、正に大きな課題として、解決に当たる必要があります。

【図2-1-(2)-① 築年別延床面積の割合】



【図2-1-(2)-② 整備年度別延床面積】



### (3) 耐震化の状況

公共建築物のうち、昭和56年（1981年）5月以前の建築基準法施行令に基づく旧耐震基準※により建設された施設が全体の約7割となっていますが、本市ではこれまで、市民の安全・安心な生活を確保するため、公共建築物の耐震化を積極的に実施してきました。

特に、学校施設については、平屋の給食棟や小規模倉庫類などを除く校舎

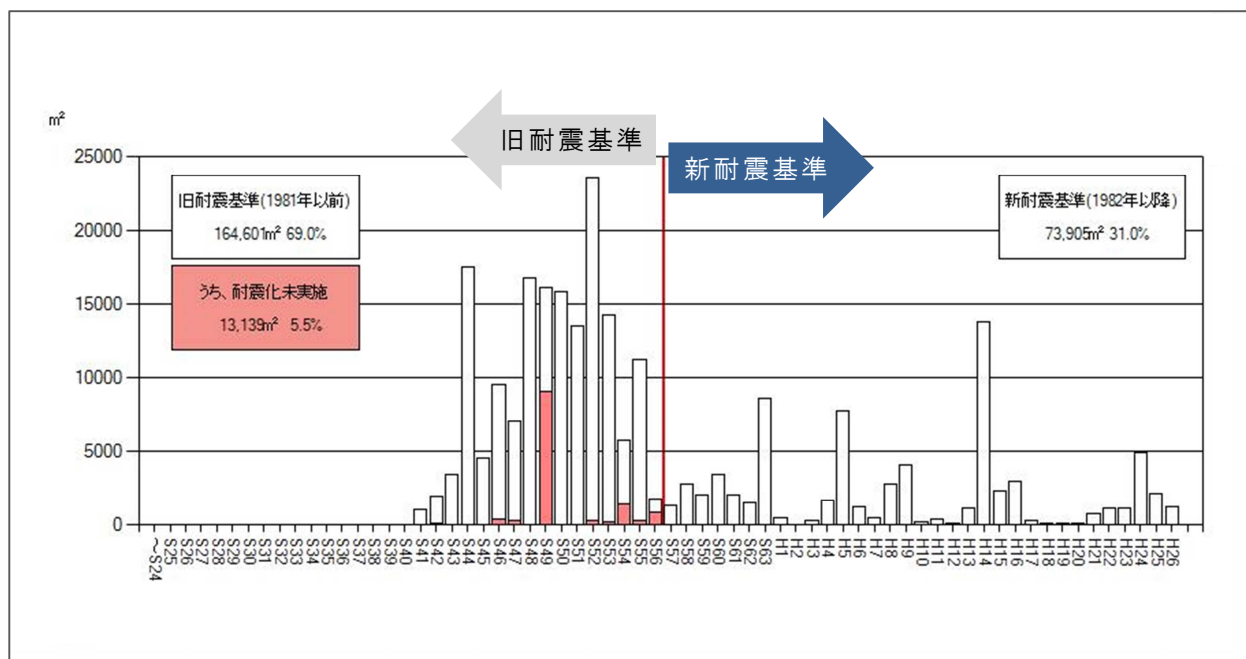
及び体育館の構造体の耐震化を早期に実施し、平成17年度には市内小中学校全23校で耐震化が完了しました。なお、現時点で耐震化が未実施の施設は5.5%となっています。

また、公共建築物は、災害時の避難拠点として多くの市民の安全の確保を担う施設でもあります。現時点で耐震化が未実施の施設については早期に対応を図るとともに、施設の本体、いわゆる構造体の耐震化だけでなく、照明設備等の非構造部材に対する耐震化も推進する必要があります。

【耐震改修が未実施の施設】

- ・ 市役所本庁舎（平成30年1月から新庁舎の供用開始予定）
- ・ 市役所第三庁舎
- ・ みどり学園（児童発達支援施設） など

【図2-1-3】 公共建築物の耐震化の状況



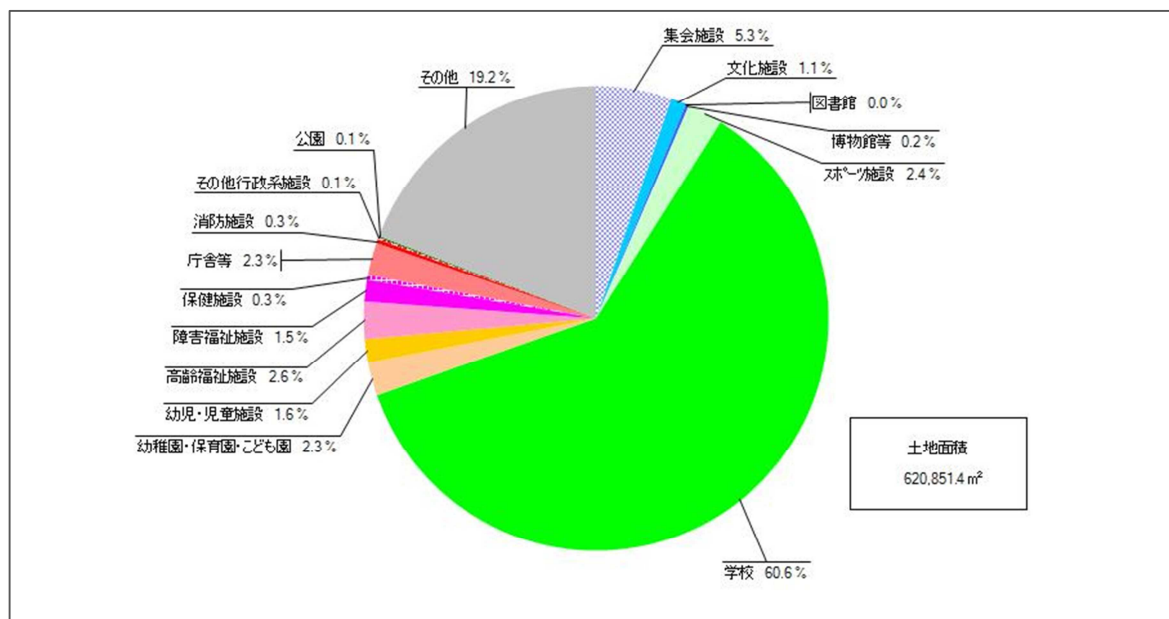
(4) 公共建築物に係る土地の状況

公共建築物に係る土地の状況については、全体で620,851.4㎡となっており、そのうち学校施設に係る用地が6割を超えています。

これら公共建築物の用地を含む公共用地には、現在、約60万㎡の借地が含まれており、そのうち約30万㎡は民有地で、相続の発生などに伴う買取りの対象となる土地（表2-1-(4)-②のとおり）であるため、現在の公共建築物の総量を維持した場合、買取りによる突発的な財政負担が将来にわたって懸念される状況です。

なお、買取り対象用地については、今後の財政状況に影響を及ぼすものですが、買取り需要は突発的に発生するものであり、現時点で見込むのは難しいことから、本計画の将来推計には含まないこととします。

【図2-1-(4)-① 公共建築物に係る土地の状況】



【表2-1-(4)-② 買取り対象用地（民有地）施設別内訳】

種別	面積(㎡)	割合(%)
公園用地	183,881.0	59.8
運動場用地(駐車場等含む。)	48,067.5	15.6
学校用地	39,184.8	12.8
集会所用地	5,564.6	1.8
その他施設用地	30,782.8	10.0
合計	307,480.7	100

## 2-2 インフラ資産の現状

### (1) 種類別整備状況

本計画の対象施設のうち道路などのインフラ資産は、市民生活や産業など、あらゆる活動の基盤となる公共施設であり、本市ではこれまで、まちづくりにおける重要な施設として、整備充実を進めてきました。本市の主なインフラ資産の保有量は、表2-2-1のとおりです。

【表2-2-1 主なインフラ資産】

種別	施設		施設数量
道路	一般道路	実延長	327,341m
		道路部面積	1,566,724 m <sup>2</sup>
	自転車・歩行者道	実延長	31,915m
		有効幅員面積	57,177 m <sup>2</sup>
橋りょう	実延長		1,329m
	面積		7,319 m <sup>2</sup>
	橋数		60本
上水道	導水管		7,892m
	送水管		4,117m
	配水管		385,565m
	合計		397,574m
下水道	総延長		700,659m

### (2) 整備年度別状況

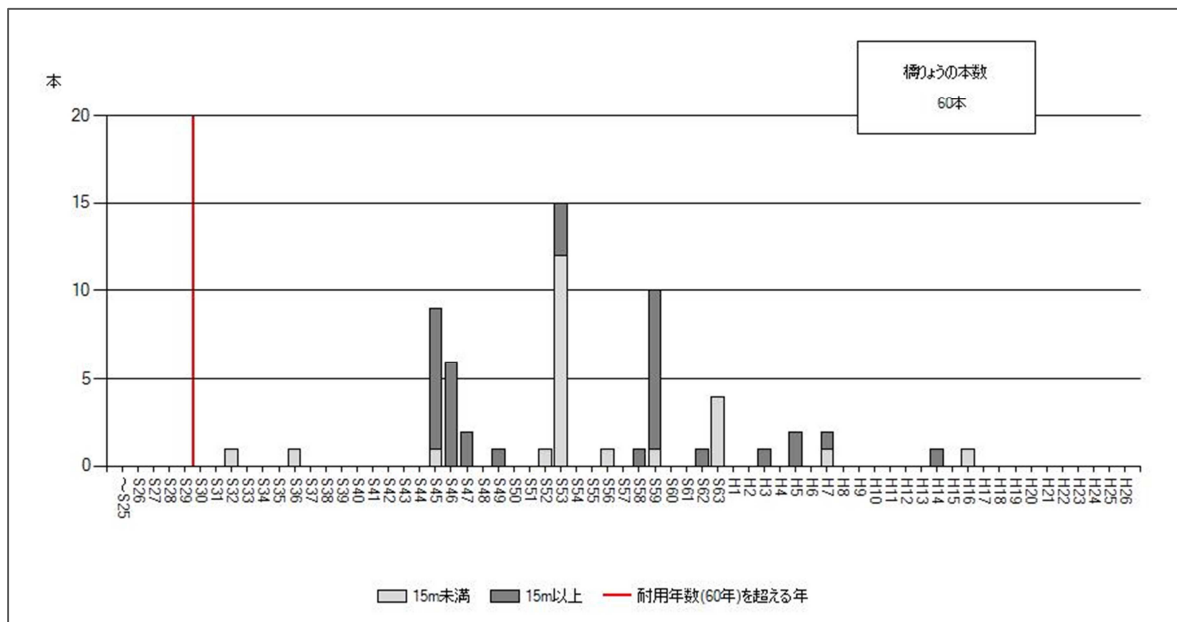
本市が保有するインフラ資産の整備年度別の状況（道路については、年度別の整備状況の特定が困難であるため除く。）は、図2-2-2-ア①～図2-2-2-ウのとおりとなっています。

#### ア 橋りょう

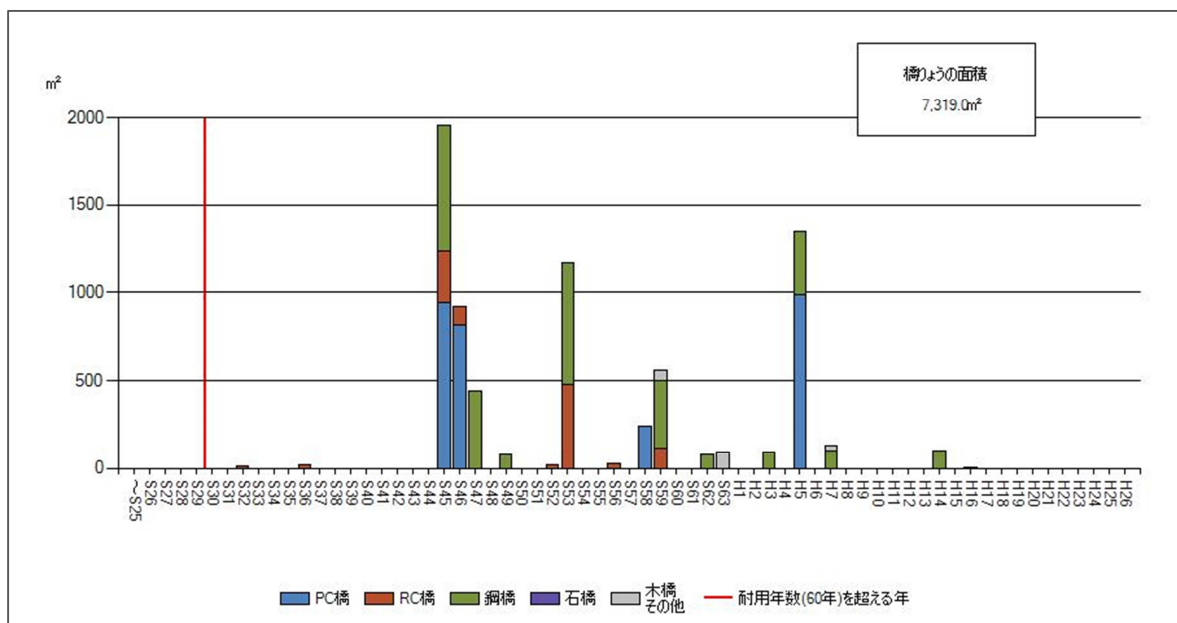
橋りょうについては、総数が60本（15m未満24本、15m以上36本）、総整備面積が7,319m<sup>2</sup>となっています。特に、昭和45年（1970年）、昭和53年（1978年）、昭和59年（1984年）に

整備が集中している状況です。また、耐用年数※の60年を経過した橋りょうは、現在のところありません。

【図2-2-(2)-ア-① 年度別整備面積】



【図2-2-(2)-ア-② 構造別年度別整備面積】

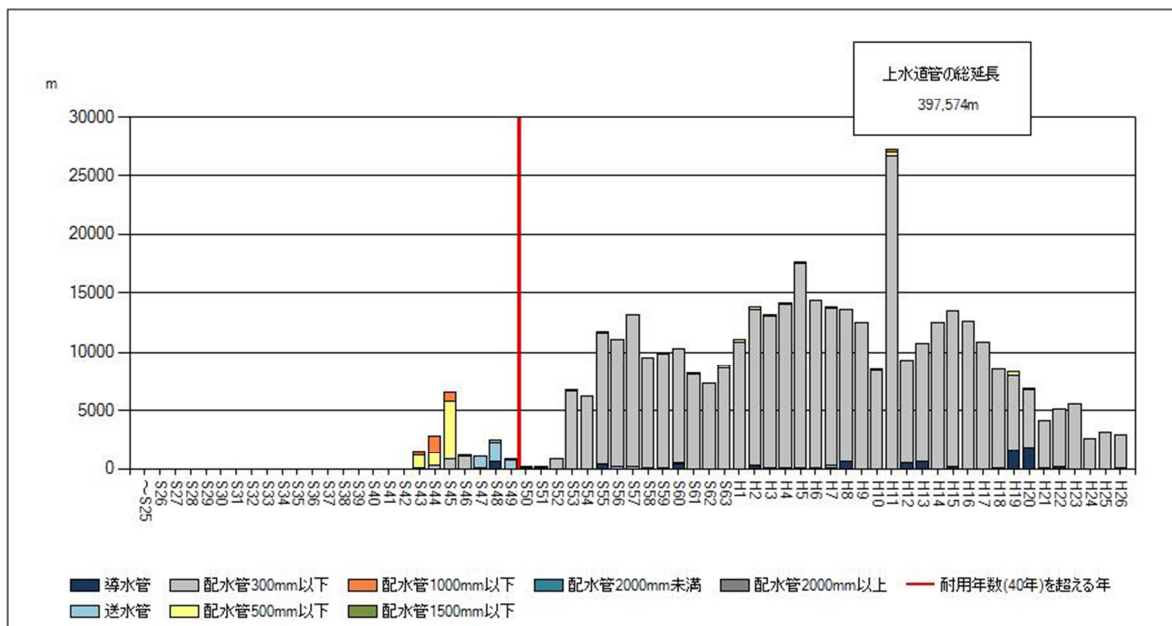


イ 上水道（企業会計）

上水道については、上水道管の総延長が397,574m（約398km）となっています。また、耐用年数※の40年を経過した上水道管は、約12kmあります。



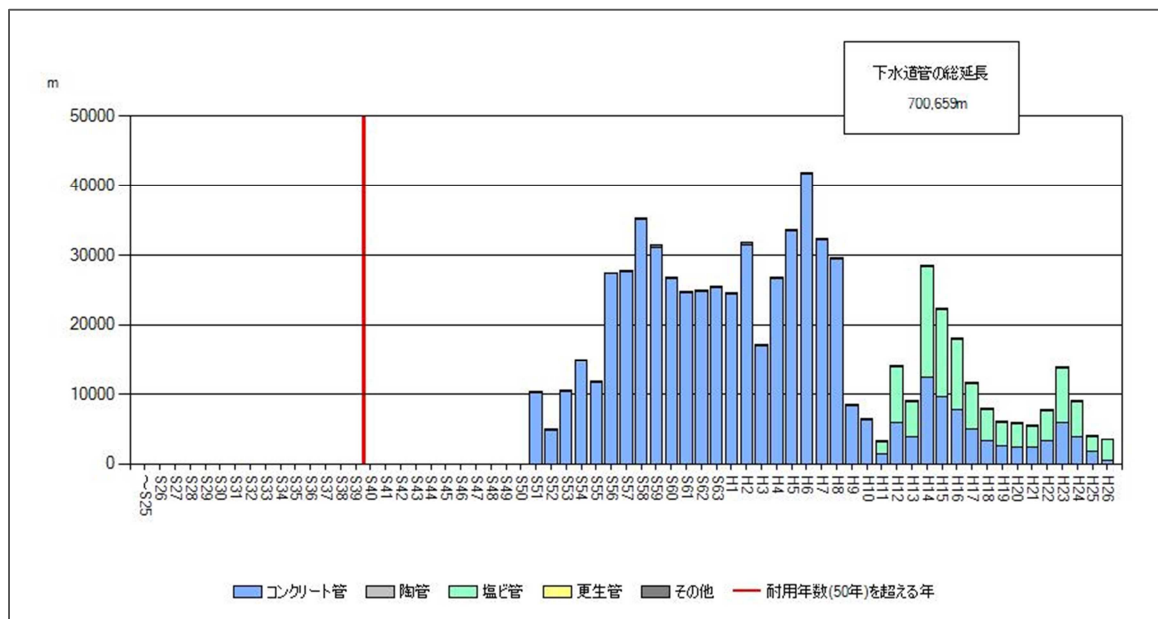
【図 2-2-(2)-イ 年度別整備延長】



ウ 下水道（汚水、雨水）

下水道については、下水道管の総延長700,659m（約701km）となっています。また、耐用年数<sup>\*</sup>の50年を経過した下水道管は、現在のところありませんが、昭和56年（1981年）から平成8年（1996年）に整備が集中している状況です。

【図 2-2-(2)-ウ 年度別整備延長】

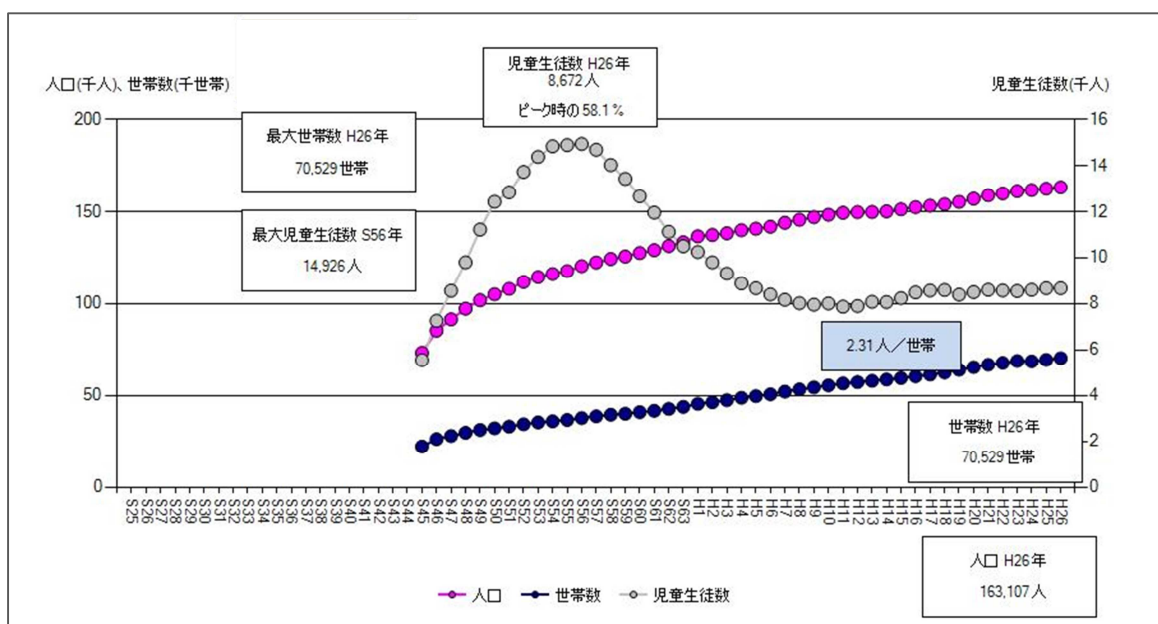


### 2-3 総人口及び年代別人口についての今後の見通し

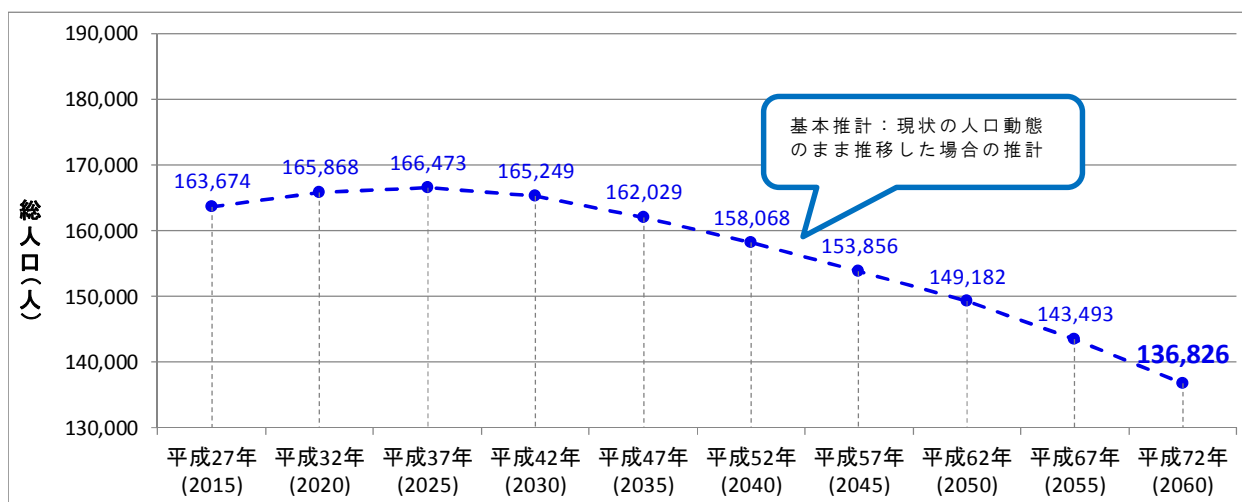
東京都心から約25km圏に位置する本市の人口は、昭和45年(1970年)の市制施行以来、一貫して増加していますが、近年は人口の伸びも落ち着き、今後大幅な人口増加は見込めない状況です。

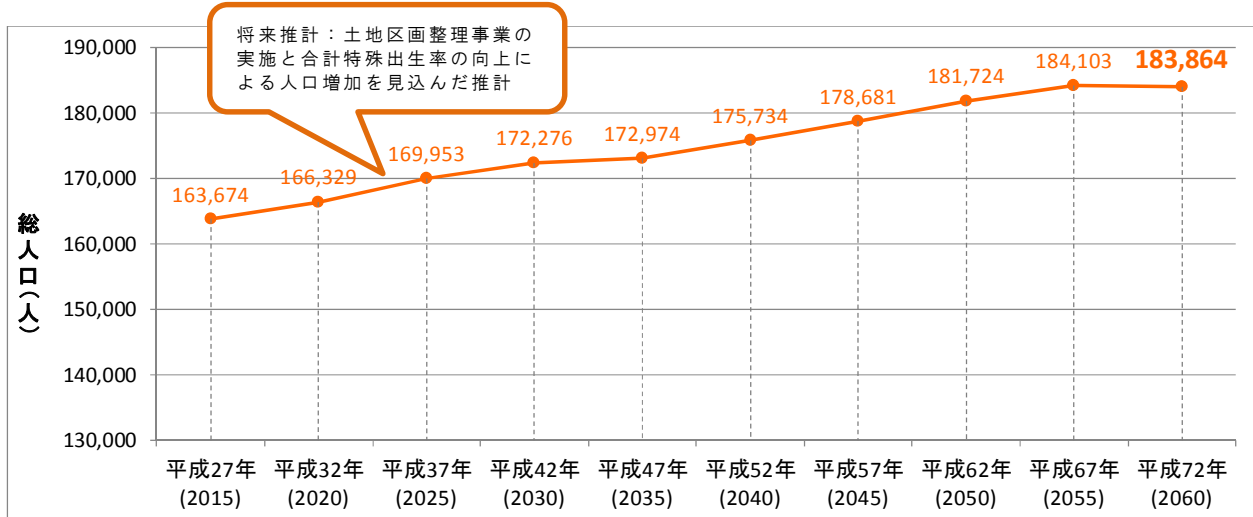
また、人口構成比については、図2-3-④のとおり生産年齢人口及び年少人口が減少する一方、65歳以上の高齢者人口は増加することが見込まれています。そのため、東京圏に位置する本市においても、今後更に少子高齢化が進行することが予測されます。

【図2-3-① 本市のこれまでの人口推移】



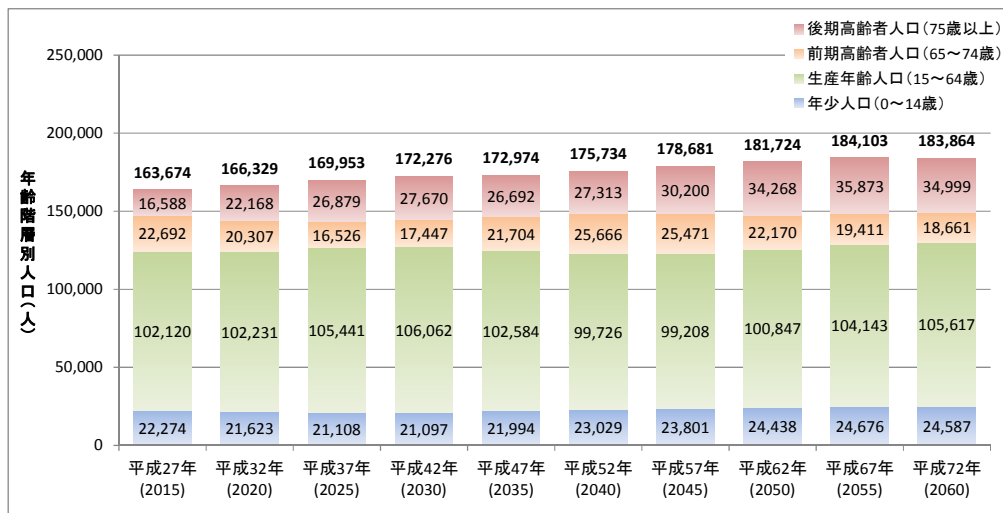
【図2-3-② 総人口の基本推計及び将来推計(新座市人口ビジョン(※)から抜粋)】



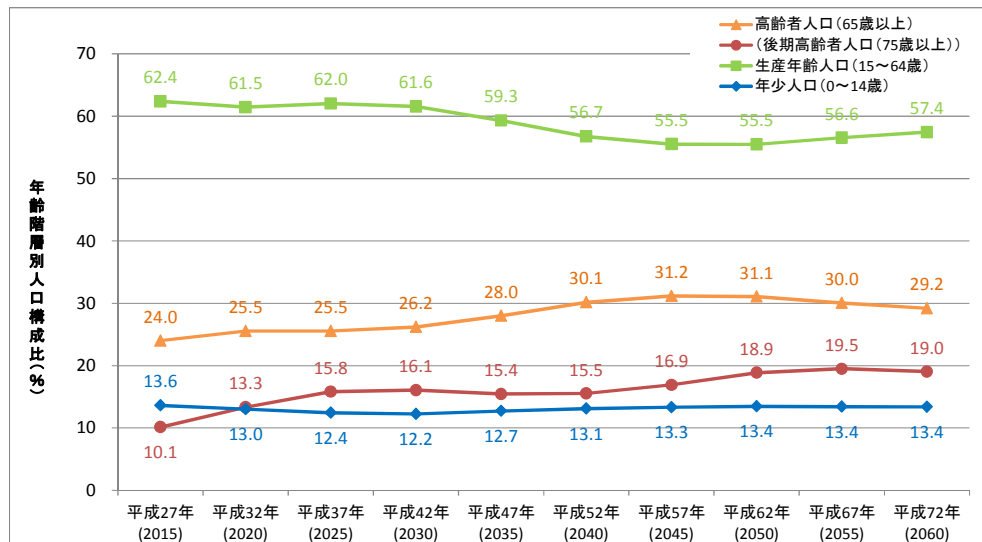


(※) 新座市人口ビジョン：本市で地方創生の取組を進めるに当たり、平成72年(2060年)までの将来目指すべき総人口の推計などを行ったもの。本市では、土地区画整理事業の実施による社会増と、子育て支援の取組などの強化による合計特殊出生率の向上に伴う自然増を2本柱として人口増加を図ることとしている。

【図2-3-③ 年齢区分別人口の将来推計(新座市人口ビジョンから抜粋)】



【図2-3-④ 年齢区分別人口構成比の将来推計(新座市人口ビジョンから抜粋)】



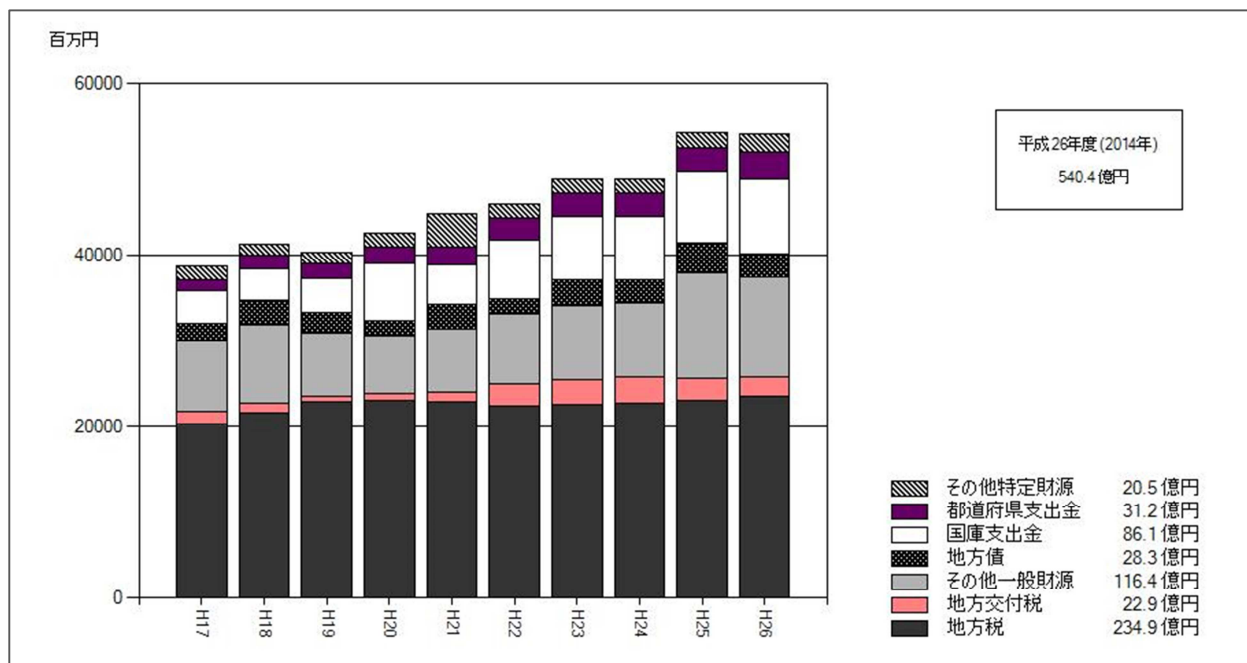
## 2-4 公共施設等の維持管理・修繕・更新に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

### (1) 歳入及び歳出の推移並びに財源の見込み

歳入の推移については、平成26年度決算における歳入総額は、540.4億円です。直近の10年間の推移を見ると、国の補助制度の積極的な活用などにより、平成20年度から年々増加傾向にあります。

また、主な自主財源である市税収入については、200億円を上回る水準で推移しておりますが、近年は横ばいの傾向にあり、大幅な伸びが見込まれる状況ではありません。

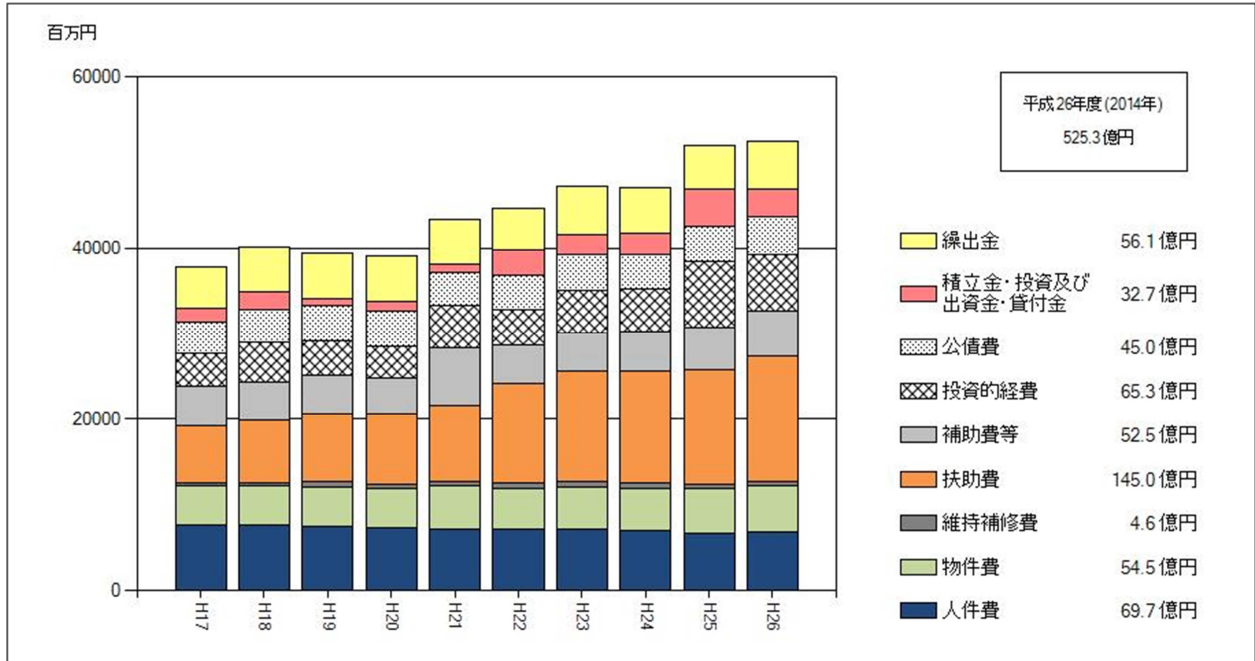
【図2-4-1(1)-① 普通会計における決算の推移（歳入）】



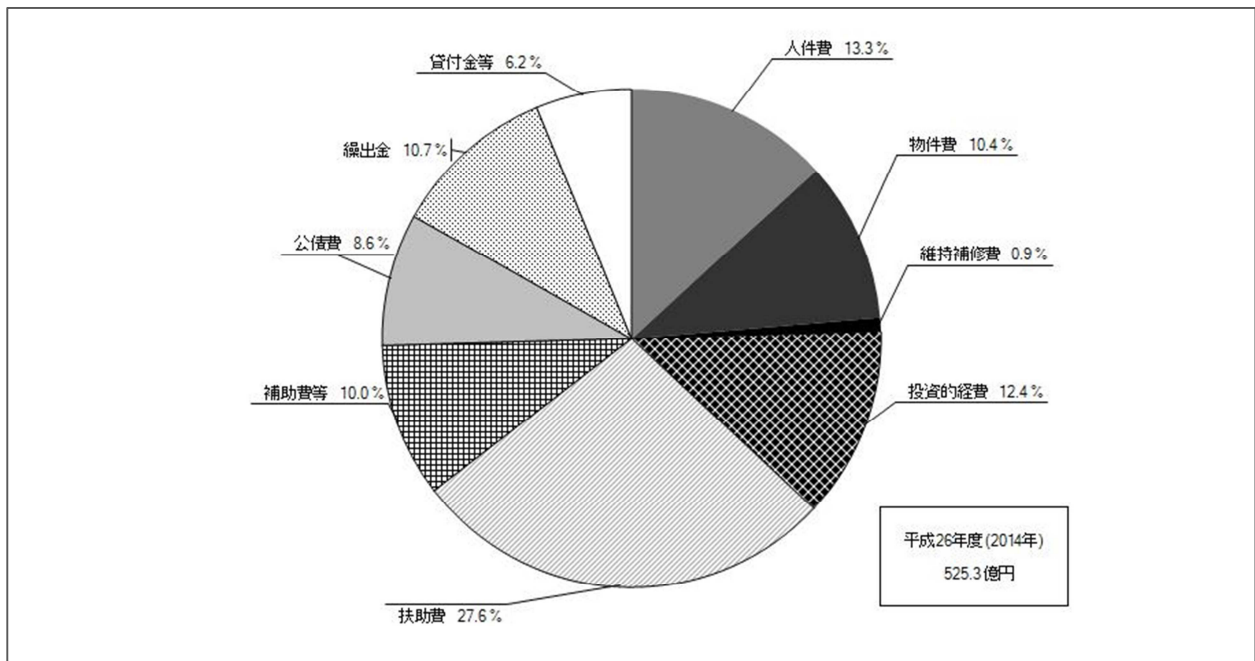
歳出の推移については、平成26年度決算における歳出総額は、525.3億円です。直近の10年間の推移を見ると、人件費はやや減少傾向にある一方で、扶助費<sup>※</sup>の増加が顕著です。平成17年度の約66億円に対し、平成26年度は145億円と約2倍となっており、扶助費<sup>※</sup>の増加が歳出全体を押し上げている状況です。

今後、少子高齢化の進行、特に2025年問題<sup>※</sup>を見据えると、ますます扶助費<sup>※</sup>等の社会保障経費<sup>※</sup>が増大し、市全体の財政運営がこれまで以上に厳しさを増すことが予測されます。

【図2-4-(1)-② 普通会計における決算の推移（歳出）】



【図2-4-(1)-③ 歳出決算額の性質別内訳】



## (2) 公共建築物の更新費用の推計

本市の公共建築物は、全国の自治体に比べ保有量は少ないものの、8ページの図2-1-(2)-①のとおり、建築後30年以上経過した施設が全体の70.7%を占めるなど、施設の老朽化が目立っています。

特に、延床面積全体の65.7%を占める学校施設は、昭和40年代中盤の第2次ベビーブーム期※に集中して整備され、今後急速に更新需要が高まることが予測されます。このため、厳しい財政的な制約の中で、いかに計画的かつ効率的な維持管理を行っていくかが課題となります。

そのほか、今後の老朽化の進行による維持管理費の自然増が見込まれる中で、コミュニティ活動の核となる集会所や高齢化に伴い利用需要が高まる高齢者福祉施設など本市のまちづくりの推進に不可欠な施設や、人口構成の変化により利用需要が変化していく施設については、いかに必要な施設を必要な量、必要な場所に確保していくかが大きな課題と言えます。

そこで、以下の前提条件に基づき、今後40年間に要する公共建築物の更新費用の試算を行いました（以下の各試算については、一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）が提供する公共施設更新費用試算ソフトを活用した。）。

### 【前提条件】

- 1 現在市が保有する公共建築物の全てを今後も保有し続ける。
- 2 更新費用には、小規模な改修は含まない。
- 3 建替え周期を60年、大規模改修周期を30年とする。
- 4 費用試算に係る単価は、総務省が算定した単価を用いる。

試算の結果、今後40年間に要する更新費用の総額は1,117億円で、年平均では27.9億円となります。

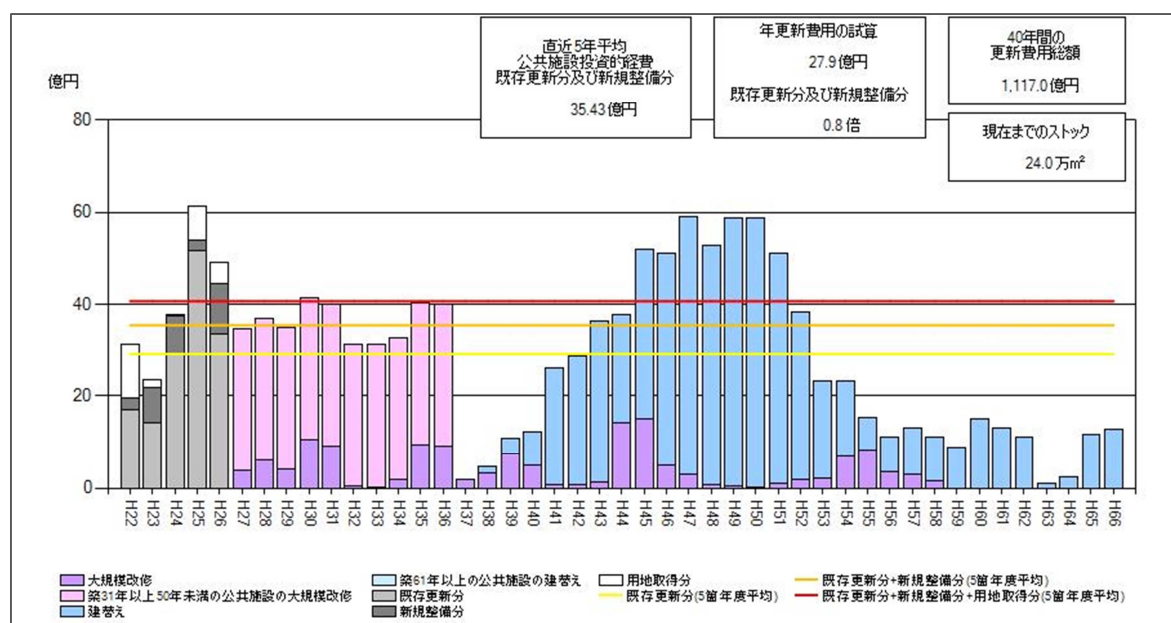
一方、直近5年間の投資的経費※については、年平均で約35億円を支出している状況です。

この結果から、一見、これまで公共建築物の維持管理に要した支出規模とほぼ同程度の予算で、後年度の維持管理が可能となる状況ですが、直近の5年間のうち、特に平成24年度、平成25年度及び平成26年度は、国の補助金、交付金が非常に手厚く、本市において当該補助制度を積極的に活用し、学校の校舎や体育館、プール施設の大規模改修等を集中的に行った経過があります。しかしながら、国においても財政状況が厳しい中で今後についても同規模の補助が確保されると見込むことは難しいことから、公共建築物の適

正な維持管理のために必要となる財源は年間数億円程度不足していくことが予測されます。

また、耐用年数※を経過した施設の更新が集中する時期においては、単年度当たりに必要となる更新費用と現在の支出額との乖離が局所的に拡大し、財政運営に大きな影響を与えることが懸念されます。

【図2-4-② 今後40年間に要する公共建築物の更新費用の将来推計】



### (3) インフラ資産の更新費用の推計

本市のインフラ資産については、その多くが、近い将来耐用年数※（40～50年）を迎えるとともに、一部の施設では既に耐用年数※を経過するなど、老朽化が進行している状況です。インフラ資産は、市民生活等の基盤となる施設であり、現在有する施設総量を将来にわたって維持していくことが基本となります。

今後も厳しい財政状況の中で、老朽化の進行による維持管理費の増大や多額の更新費用が見込まれるため、いかに計画的かつ効率的に維持管理を行っていくかが課題となります。

そこで、次の前提条件に基づき、今後40年間に要するインフラ資産の更新費用の試算を行いました。

【前提条件】

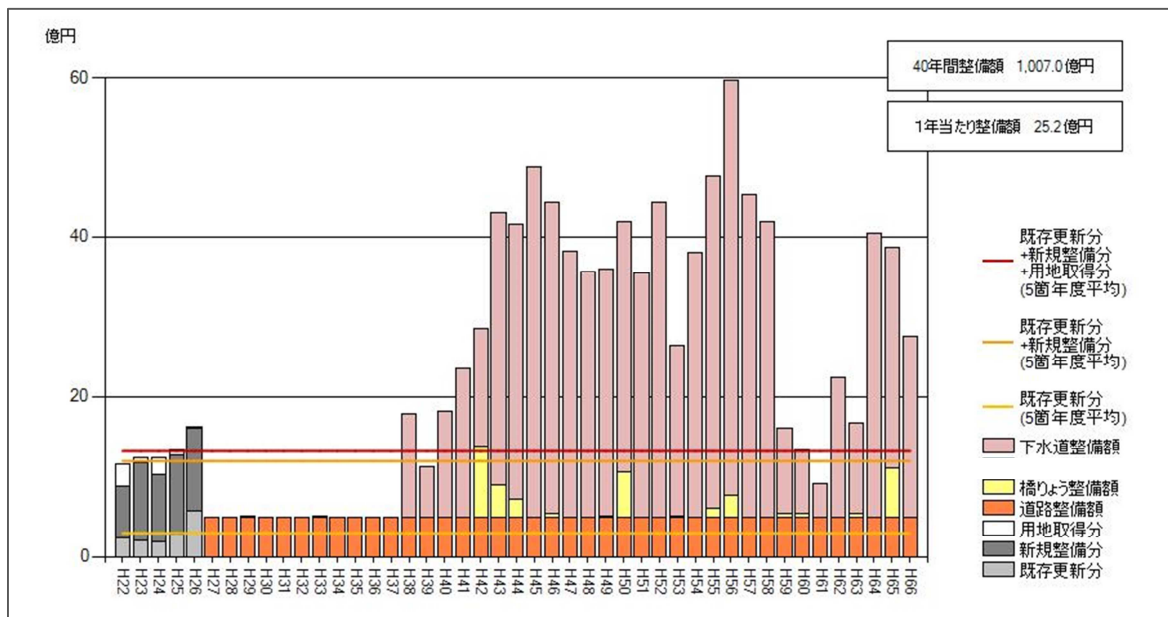
- 1 現在市が保有するインフラ資産の全てを今後も保有し続ける。
- 2 更新費用には、改修は含まない。
- 3 上水道については、企業会計のため試算対象外とする。
- 4 取替え周期を右記のとおりとする（道路：15年/橋りょう：60年/下水道：50年）。
- 5 費用試算に係る単価は、総務省が算定した単価を用いる。

その結果、今後40年間に要する更新費用の総額は1,007億円、年平均では25.2億円となります。

一方、直近5年間のインフラ資産に係る投資的経費<sup>※</sup>を見ると、年平均で約12億円を支出している状況です。仮にこの投資的経費<sup>※</sup>の支出規模を確保し続けたとしても、現有の施設を維持していくためには、年間約13億円もの財源が不足することとなります。

また、耐用年数<sup>※</sup>を経過した施設の更新が集中する時期においては、単年度当たりに必要となる更新費用と現在の支出額との乖離が局所的に拡大し、財政運営に大きな影響を与えることが懸念されます。

【図2-4-③】 今後40年間に要するインフラ資産の更新費用の将来推計（企業会計を除く。）



※ 道路については、路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備していくため、また、利用状況によって劣化の度合は異なるため、年度別に将来の更新費用を把握することは困難です。そのため、現在の道路の総面積を、舗装部分の更新の耐用年数<sup>※</sup>（15年）で除したものにより1年間の舗装部分の更新費用を算出しているため、各年度の道路整備額が一定となっています。

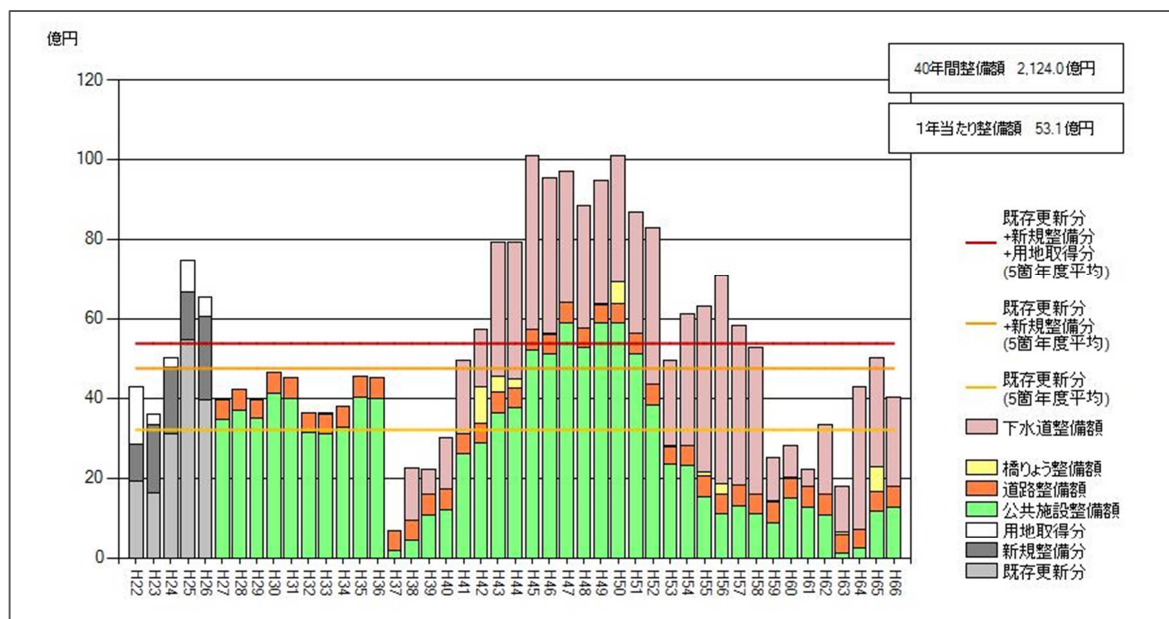


(4) 公共建築物とインフラ資産を合わせた更新費用の推計

現在保有する公共建築物とインフラ資産の総量を維持した場合、今後40年間で2,124億円、年平均53.1億円の財源が必要となります。

一方、直近5年間の投資的経費※の実績を見ますと、年平均で約47億円となっており、今後、更新費用が1年当たり約6億円の不足が生じることが見込まれます。そのため、今後の施設の更新に向けて、インフラ資産のうち下水道については、老朽化している下水道管の掘削による敷設替えではなく、新技術であるライニング工法※などの安価な工法を積極的に採用することによりライフサイクルコストの縮減及び長寿命化を図っていく必要があります。また、学校などの公共建築物についても、同様に長寿命化等を図るとともに、必要に応じて計画的な更新の前倒しを行うことで、更新時期の集中を回避し、財政負担の平準化を図っていく必要があります。

【図2-4-4】 今後40年間に要する公共建築物及びインフラ資産の更新費用の将来推計



※  は、公共建築物の整備額を示します。

## 第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

---

### 3-1 現状及び課題に関する基本認識

東京圏に位置する本市においては、総人口は微増傾向にありますが、少子高齢化の進行により、高齢者率が増加するといった人口構成の変化が既に到来しています。

財政面においては、歳入では、生産年齢人口の増加が期待できないことから、個人市民税の大幅な伸びが見込まれる状況ではありません。

一方、歳出では、職員定数の適正化や行財政改革の積極的な推進により、人件費等は減少傾向にあるものの、2025年問題<sup>※</sup>などに伴い、社会保障経費<sup>※</sup>等の義務的経費<sup>※</sup>は増加していくものと考えられ、財政状況の好転は見込みにくいといえます。

このような中で、今後も現状の公共施設等の総量を維持した場合、公共施設等の維持に係る投資的経費<sup>※</sup>については、第2章で示したとおり、高度経済成長期やバブル期に集中して建設した施設の老朽化の進行に伴い、これまで以上に更新費用が必要となり、本市にとって大きな負担となります。そこで、今後の少子高齢化の進行に伴う施設の利用需要の変化などを的確に捉え、限られた財源の中で施設の維持管理・更新に係る投資的経費<sup>※</sup>をいかに縮減するかが大きな課題であると言えます。

### 3-2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

#### (1) 基本的な考え方

ここまで整理した公共建築物及びインフラ資産の現状に対する課題を解決していくためには、中長期的な視点を持って、効果的、効率的な資産管理を行っていく必要があります。

そこで、本市においては、以下の基本的な考え方に基づき、適正なアセットマネジメントを推進していくこととします。

## 1 公共施設等の総量の適正化

市全体の財政運営はこれまで以上に厳しさを増すことが予測されており、現在保有する施設の総量を維持する場合は、施設の更新等に係る投資的経費<sup>※</sup>に充てる財源の確保が今後ますます難しくなることが見込まれます。

そこで、以下のとおり、公共施設等の総量の適正化を図ります。

### ① 公共建築物の再配置（スクラップ・アンド・ビルド）の推進

公共建築物の更新を行う際には、既存施設と同様の施設への更新ではなく、少子高齢化の進行や社会情勢の変化、市民ニーズの多様化などの将来の見通しを踏まえて、公共施設の利用需要や機能需要等の需要分析を的確に行い、複合化、集約化、用途変更、廃止及び統廃合などの再配置を行うことによる施設総量の適正化を図ります。

また、再配置に伴い整備する施設については、将来の人口構成や市民ニーズの変化等に伴う利用形態の変更に柔軟に対応できるよう、汎用性の高い施設構造及び仕様とするなど、将来にわたって費用対効果の高い公共建築物として有効活用を目指します。

### ② 公共建築物の統廃合等に伴う跡地の活用

統廃合等により廃止された公共建築物については、積極的に除却を進めるとともに、アセットマネジメントの推進等に活用する財源を確保するため、原則として跡地を売却します。また、既存公共建築物において既に供用がなされていないものについても同様の取扱いとします。

### ③ 民間資産の活用及び民営化の検討

公共建築物の総量（床面積）の縮減のためには、「市で保有しない」ことも一つの方策です。

そこで、市内の民間資産を借用し、公共施設として市民に提供するなど総量の縮減に向けた取組について検討してまいります。

また、本市では、公共建築物の管理運営を代行させる指定管理者制度<sup>※</sup>を積極的に導入していますが、施設の運営面の民営化だけでなく、所有権の移転を伴う民営化についても、施設総量の縮減につながる新たな手法として検討していきます。

#### ④ インフラ資産の総量及び管理に係る投資額の維持

インフラ資産は、市民生活等における重要な基盤であるため、現状の保有量、現状の施設管理に係る投資額の維持を基本とします。将来の土地区画整理事業の実施や新たな開発等に伴う新規整備に当たっては、財政状況を勘案する中で、適正な整備を図ります。

## 2 長寿命化の推進による財政負担の平準化

本市における従来の公共施設等の維持管理は、重大な損傷が生じた後に修繕を行う、対症療法的な手法により進められてきました。

しかし、施設の重大な損傷が表面化する頃には、既に内部の老朽化が進んでおり、それらを含めた修繕等による多額の費用負担や長期間にわたる施設機能の停止を伴うこととなります。

そこで、施設の老朽化が進行し、致命的な状態となることを回避するため、次のとおり、計画的・効率的な維持管理及び財政負担の平準化を図っていきます。

#### ① 「予防保全型」維持管理によるライフサイクルコストの削減

施設における重大な損傷が表面化してから対応を行う従来の「事後保全型」維持管理から脱却し、施設特性を考慮した上で、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が出現する前、又は損傷が軽微な早期の段階で予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る「予防保全型」維持管理を積極的に推進します。

また、予防保全型維持管理は、施設の致命的な損傷に至る前に対応する手法であることから、施設利用者の安全確保の観点からも推進を図ります。

予防保全型維持管理の推進に当たっては、今後維持していく施設の状態を的確に把握する必要があります。そのため、定期的に点検、診断を行い、その結果に基づく必要な措置を着実に講じるとともに、これらの取組を通じて得られた施設の現況や措置履歴等の情報を記録、保管し、次の点検等に活用するという仕組みを構築します。

#### ② 長寿命化の推進による財政負担の平準化

予防保全型維持管理の推進により、施設の老朽化のスピードを鈍化させ、耐用年数<sup>※</sup>を延ばすことで、更新時期の集中を回避し、財政負担の平準化

を図っていきます。

#### a 公共建築物

国が設定する耐用年数<sup>※</sup>は、鉄筋コンクリート造（RC造）などの建築物で60年ですが、この60年を基準にすると、図2-4-(2)で示したとおり、昭和40年代中盤から50年代に集中的に整備された公共施設の更新需要の大きな波が、平成40年代半ばから平成50年代前半にかけて到来すると見込まれており、局所的に多額の財政負担が生じる状況です。

そこで、公共建築物については、予防保全型維持管理を計画的に推進してライフサイクルコストの縮減及び長寿命化を図るとともに、必要に応じて計画的な更新の前倒しを行うことで、財政負担の集中を回避し、負担をならしていく平準化に取り組んでいきます。

#### b インフラ資産

インフラ資産については、道路、橋りょう、上水道及び下水道の種別ごとの特性や施設の重要性等を考慮した予防保全型維持管理を計画的に推進することにより、ライフサイクルコストの縮減及び長寿命化を図っていくことで、財政負担の集中を回避し、後年度に負担をならしていく平準化に取り組んでいきます。

### 3 新たな公共建築物の建設は必要最小限に

新たな公共建築物の建設については、将来の世代に負担を残すこととなるため、必要最小限にとどめます。

なお、新規整備が必要な場合は、中長期的な公共建築物の総量（床面積）に配慮しつつ、将来のまちづくりの方向性や市民ニーズの分析、費用対効果などを考慮して行うとともに、周辺の公共建築物の状況等を踏まえた複合化や集約化を図ることを基本とします。

## (2) 実施方針

公共建築物及びインフラ資産の長寿命化や施設総量の適正化などを目指し、予防保全型維持管理に重点を置いて取組を推進するための実施方針を次のとおり整理します。

【表3-2-(2)-① 実施方針（公共建築物）】

項目	内容
① 点検・診断等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門家などによる点検・診断のほか、職員による日常的な点検を実施し、施設の劣化状況の把握に努めます。また、その結果を踏まえた修繕や改修の実施により、予防保全型維持管理を推進します。</li> </ul>
② 維持管理・修繕・更新の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 維持管理に掛かる費用や業務内容を分析し、計画的な維持管理・修繕を推進します。また、指定管理者制度<sup>*</sup>の導入などの民間事業者の持つ知識、経験及び技術を活用するなど維持管理に掛かる費用の縮減を図るとともに、施設使用料などの適正化を図ります。</li> <li>・ 将来の財政負担の縮減及び平準化を図るため、ライフサイクルコストの縮減と更新時期の集中化の回避を図ります。</li> <li>・ PPPやPFIなどにより民間事業者の持つ知識、経験及び技術を活用し、施設の維持管理などにおける官民の連携を図り、将来の財政負担の縮減と行政サービスの維持・向上を図ります。</li> </ul>
③ 安全確保の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門家などによる点検・診断のほか、職員による日常的な点検を実施し、施設の劣化状況の把握に努めます。また、その結果危険性が確認された施設については、利用状況や危険度などを踏まえ計画的な修繕及び除去などを検討し、安全確保に努めます。</li> </ul>
④ 耐震化の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震診断を実施し、施設の耐震性能の把握に努めます。また、その結果危険性が確認された施設については、利用状況や危険度などを踏まえ、施設の耐震化を図ります。</li> </ul>
⑤ 長寿命化の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防保全型維持管理の推進により、施設に重大な損傷や致命的な損傷が生じる前に修繕を講じることで、ライフサイクルコストの縮減と長寿命化を図ります。</li> </ul>
⑥ 統合や廃止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老朽化が著しい施設については、必要性を見極めた上で周辺施設の立地状況を踏まえながら、複合化や更新を図ります。また、将来的な施設の利用需要の変化等を踏まえ、近隣市との相互利用や共同運用などによる効率的な施設配置を図り、市民ニーズへの対応を検討します。</li> <li>・ 市民ニーズや費用対効果などを踏まえながら、必要なサービス水準を確保しつつ、厳しい財政状況などを考慮し、施設総量の適正化を図ります。</li> </ul>
⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の計画的な管理を推進していくためには、行政内部のみならず受益者である市民等の理解と協力が不可欠であることから、積極的な情報開示に努め、施設に関する情報や課題の共有を図ります。</li> <li>・ PPPやPFIなどにより民間事業者の持つ知識、経験及び技術を活用し、施設の維持管理などにおける官民の連携を図り、行政サービスの維持・向上を図るための体制の構築を目指します。</li> </ul>

【表3-2-(2)-② 実施方針（インフラ資産）】

項 目	内 容
① 点検・診断等の実施	前述の公共建築物の実施方針に準拠します。
② 維持管理・修繕・更新の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 維持管理に掛かる費用を分析し、道路、橋りょう、上下水道及び公園などといった施設ごとの特性を考慮した計画的な維持管理・修繕を推進するとともに、維持管理に掛かる費用の縮減を図ります。</li> <li>・ 将来の財政負担の縮減及び平準化を図るため、ライフサイクルコストの縮減と更新時期の集中化の回避を図ります。</li> <li>・ PPPやPFIなどにより民間事業者の持つ知識、経験及び技術を活用し、施設の維持管理などにおける官民の連携を図り、将来の財政負担の縮減と行政サービスの維持・向上を図ります。</li> </ul>
③ 安全確保の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門家などによる点検・診断を実施し、施設の劣化状況の把握に努めます。また、その結果危険性が確認された施設については、利用状況や危険度などを踏まえ計画的な修繕及び撤去などを検討し、安全確保に努めます。</li> </ul>
④ 耐震化の実施	前述の公共建築物の実施方針に準拠します。
⑤ 長寿命化の実施	前述の公共建築物の実施方針に準拠します。
⑥ 統合や廃止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来的な施設の利用需要の変化等を踏まえ、近隣市との相互利用や共同運用などによる効率的な施設配置を図り、市民ニーズへの対応を検討します。</li> <li>・ 市民ニーズや費用対効果などを踏まえながら、必要なサービス水準を確保しつつ、厳しい財政状況などを考慮し、施設総量の適正化を図ります。</li> </ul>
⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築	前述の公共建築物の実施方針に準拠します。

### 3-3 取組体制の整備及び情報の管理・共有の方策

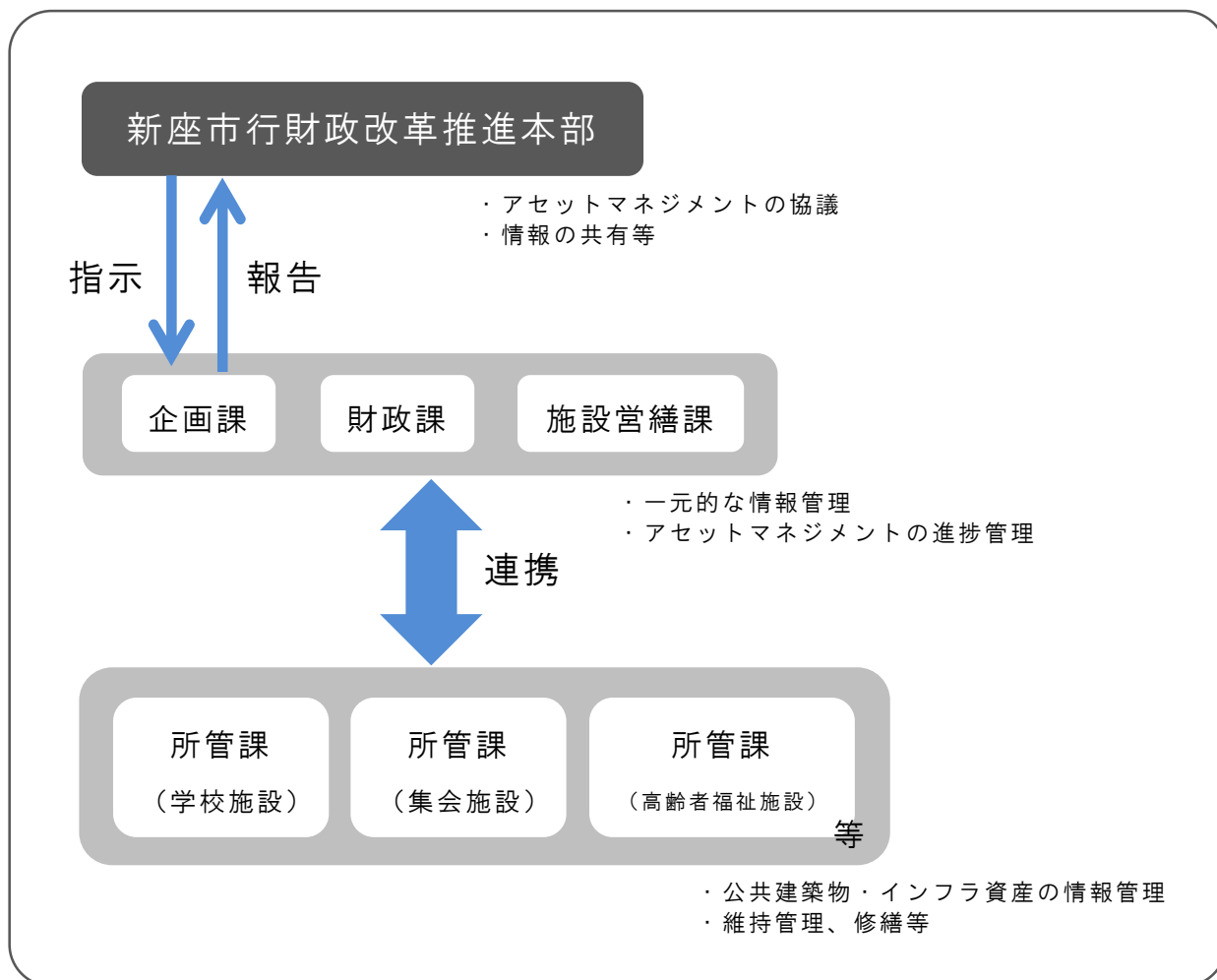
#### (1) 取組体制の整備

アセットマネジメントを推進するため、図3-3-1)のとおり、実際に事業を行う各所管課と取りまとめなどを行う企画課、財政課及び施設営繕課との連携を密にするとともに、司令塔となる新座市行財政改革推進本部に情報等を集約化し、課題解決を図るという全庁的な推進体制を整備します。

また、社会経済情勢の変化などにより、内容の変更が必要となった場合は、推進期間内であっても随時見直しを行うものとします。

さらに、アセットマネジメントを推進するためには、職員一人一人が本計画を理解して取り組んでいく必要があることから、職員を対象とした研修会の開催等による意識の共有化を図ります。

【図3-3-1) 組織体制イメージ】





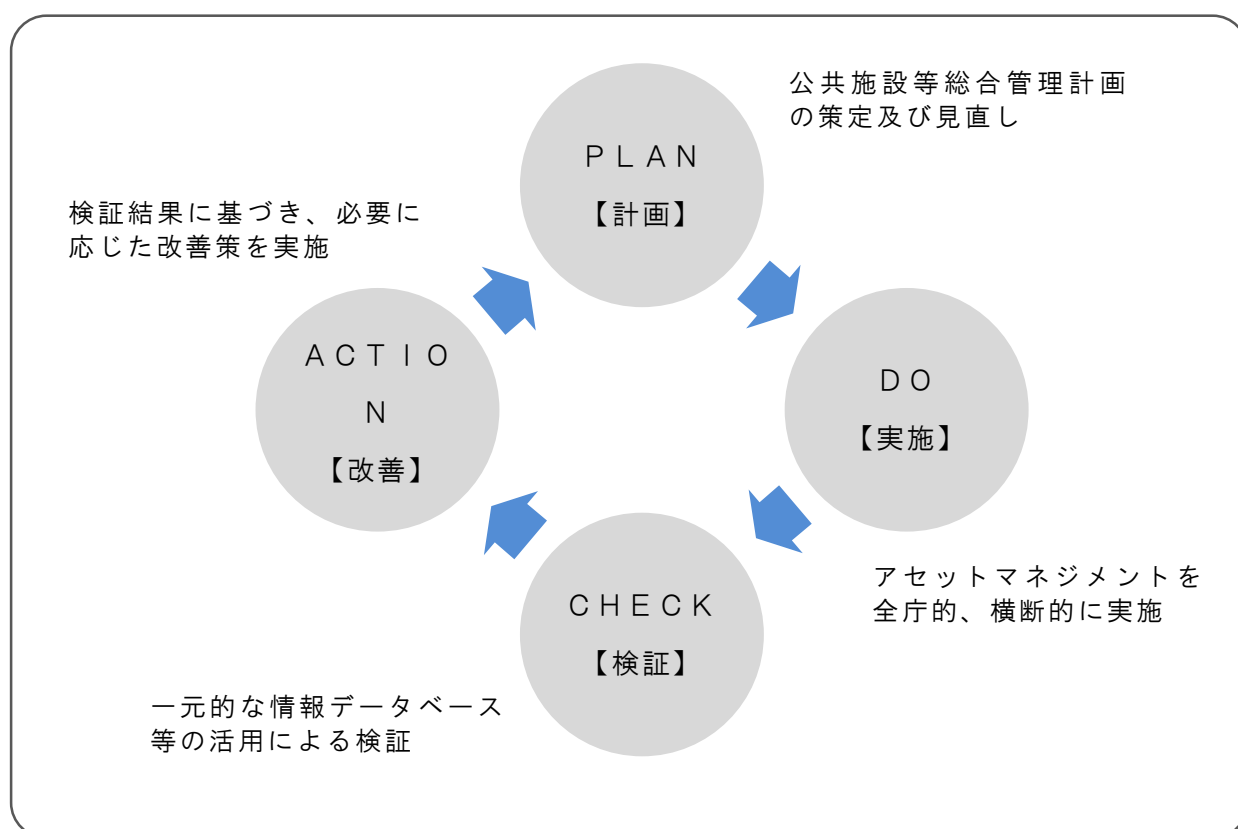
## (2) 情報の管理・共有の方策

アセットマネジメントを推進するためには、公共施設等の一元的な情報管理や庁内での情報共有が必要です。このため、固定資産台帳などを活用した公共建築物及びインフラ資産の一元的な情報データベースを構築するとともに、これらの情報を庁内で共有します。

### 3-4 フォローアップの方針

本計画のフォローアップについては、以下のようなPDCAサイクルによる継続的な改善を実施します。

【図3-4 フォローアップイメージ】



## 用語解説

### か

**義務的経費** 地方公共団体などの歳出のうち、支出が法令などで義務付けられ、任意に縮減できない性質の経費をいう。

**旧耐震基準** 昭和56年5月以前の旧耐震基準は、中規模の地震を想定したものであり、震度5強程度の揺れでも倒壊せず、破損したとしても補修する事で継続使用が可能ということが義務付けられたものであった。これに対して、昭和56年6月から適用されている新耐震基準は、震度5強程度の中規模の地震に対してはほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない震度6から震度7程度の大規模の地震に対しても人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標とするものである。

### さ

**指定管理者制度** 民間事業者の能力を幅広く活用するとともに、市民サービスの向上や行政コストの削減を図ることを目的として創設された制度をいう。それまでは、公の施設の管理については地方公共団体や公共的団体などが行うこととされていたが、この制度の導入により、NPO法人や民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることが可能となった。

**社会保障経費** 医療・介護の自己負担分以外の給付額や年金の受給額など、社会保障制度によって国や地方公共団体から国民に給付される金銭・サービスのための経費をいう。

### た

**第2次ベビーブーム期** 子どもの出生率が爆発的に増加した1971年から1974年までの時期をいう。

**耐用年数** 公共建築物やインフラ資産などが使用に耐え得る年数をいう。

投資的経費 道路の整備や施設建設など、将来にわたる資産の形成のために支出する経費をいう。

## な

2025年問題 団塊の世代が2025年頃までに後期高齢者（75歳以上）に達することにより、介護・医療費等社会保障経費の急増が懸念される問題をいう。

## は

PFI Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）の略称。公共サービスの提供に際して公共施設等が必要な場合に、従来のように公共が直接施設を整備せずに民間の資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法をいう。

PPP Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略称。民間事業者の資金やノウハウを活用して社会資本を整備し、公共サービスの充実を進めていく手法であり、PFIや指定管理者制度などが含まれる。

扶助費 生活保護法、児童福祉法などの各種法令に基づいた生活保護費や児童手当などの支給や市が単独で行う各種扶助のための経費をいう。

## ら

ライニング工法 老朽化している下水道管などの内部に特殊な樹脂を管内面に塗膜させ、腐食の進行を止める工法をいう。

参考資料 対象施設（公共建築物）一覧 133施設（平成27年度3月末現在）

類型 （※1）	施設名	建設年度 （※2）	敷地面積	建築面積	建物総延床 面積	構造 （※3）	直近の大規模改修 年度
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
学校 (23施設)	大和田小学校	1973	11,058	—	9,432	RC造	2002
	西堀小学校	1969	15,440	—	5,516	RC造	1993
	片山小学校	1971	12,283	—	6,287	RC造	2010
	第四小学校	1969	14,169	—	5,887	RC造	2002
	八石小学校	1969	10,700	—	6,476	RC造	2012
	東北小学校	1969	12,057	—	6,392	RC造	1995
	野火止小学校	1971	15,139	—	5,486	RC造	1988
	野寺小学校	1972	11,925	—	5,985	RC造	2012
	池田小学校	1972	12,020	—	6,006	RC造	1989
	新堀小学校	1975	11,717	—	5,269	RC造	2013
	東野小学校	1975	12,654	—	5,634	RC造	2009
	栄小学校	1977	18,361	—	5,319	RC造	1996
	石神小学校	1977	14,028	—	6,138	RC造	1999
	新開小学校	1978	14,354	—	6,107	RC造	1997
	栗原小学校	1979	11,520	—	5,272	RC造	2000
	陣屋小学校	1980	14,659	—	5,065	RC造	2007
	新座小学校	1970	17,262	—	6,957	RC造	1996
	新座中学校	1965	25,560	—	9,060	RC造	2014
	第二中学校	1971	25,874	—	9,060	RC造	1987
	第三中学校	1973	18,129	—	8,500	RC造	1989
	第四中学校	1978	28,231	—	8,652	RC造	2013
	第五中学校	1978	24,012	—	8,872	RC造	1997
	第六中学校	1981	25,066	—	9,913	RC造	2009

類 型 (※1)	施設名	建設年度 (※2)	敷地面積	建築面積	建物総延床面 積	構 造 (※3)	直近の大規模改修 年度
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
集会施設 (48施設)	池田・前原集会所	1996	953	119	204	S造	—
	栄中央集会所	2003	363	181	174	S造	—
	栄中央集会所	1999	784	205	200	S造	—
	栄五丁目集会所	2011	498	174	160	S造	—
	道場一丁目集会所	1981	251	—	103	S造	—
	野寺集会所	2013	473	150	157	S造	—
	野寺三丁目集会所	1983	330	113	100	S造	—
	野寺上集会所	2001	392	137	207	S造	—
	栗原第一集会所	1980	377	—	99	S造	—
	栗原の森集会所	2006	482	177	166	S造	—
	武野集会所	2002	365	123	207	S造	—
	栗原ふれあいの家	1994	264	201	497	S造	—
	栗原六丁目集会所	2013	448	182	174	W造	—
	北原集会所	2004	625	197	181	S造	—
	石神集会所	2012	497	176	167	W造	—
	堀ノ内集会所	2005	350	196	179	S造	—
	新堀集会所	1979	330	—	99	S造	—
	新堀ふれあいの家	1993	541	196	383	S造	—
	新堀三丁目集会所	1982	238	115	103	S造	—
	西堀集会所	1999	289	142	217	S造	—
	あたご・菅沢集会所	1996	236	212	200	S造	—
	馬場集会所	2009	910	161	155	S造	—
	大和田一丁目集会所	1981	472	110	99	S造	—

類 型 (※1)	施設名	建設年度 (※2)	敷地面積	建築面積	建物総延床 面積	構 造 (※3)	直近の大規模改修 年度
			㎡	㎡	㎡		
集会施設 (48施設)	大和田杉山集会所	2003	387	192	179	S造	—
	大和田集会所	1978	330	—	99	S造	—
	新座一丁目集会所	2005	143	82	142	S造	—
	中原・本多集会所	1998	854	211	199	S造	—
	西分集会所	2004	401	204	199	S造	—
	菅沢集会所	1982	188	115	102	S造	—
	野火止四丁目集会所	2013	289	148	143	W造	—
	野火止五丁目集会所	1997	281	140	210	S造	—
	野火止中集会所	2012	301	157	146	W造	—
	野火止集会所	1978	273	—	89	S造	—
	野火止八丁目集会所	1984	328	113	98	S造	—
	中野集会所	2000	390	175	157	S造	—
	北野・東北集会所	2001	333	126	208	S造	—
	東一丁目集会所	1982	244	115	100	S造	—
	東ふれあいの家	1992	446	188	349	S造	—
	北野ふれあいの家	2013	1,167	499	488	S造	—
	新座ふれあいの家	2014	1,000	458	430	S造	—
	中央公民館	1978	2,112	1,632	1,632	RC造	—
	栗原公民館	1984	2,106	812	812	RC造	—
	栄公民館	1983	1,724	761	761	RC造	—
	畑中公民館	1986	2,113	1,078	1,078	RC造	—
	大和田公民館	1987	2,000	1,166	1,166	RC造	—
	東北コミュニティセン ター	1981	580	742	742	RC造	—

類 型 (※1)	施設名	建設年度 (※2)	敷地面積	建築面積	建物総延床 面積	構 造 (※3)	直近の大規模改修 年度
			㎡	㎡	㎡		
集会施設 (48施設)	西堀・新堀コミュニテイ センター	1985	2,260	1,489	1,489	RC造	—
	ふるさと新座館(ホー ル、野火止公民館を含 む。)	2012	1,971	1,042	3,865	RC造	—
庁舎等 (7施設)	市役所本庁舎	1974	6,778	1,935	8,706	SRC造	—
	市役所第二庁舎	1997	1,694	510	2,488	S造	—
	市役所第三庁舎	1979	3,000	501	1,048	RC造	—
	市役所第三庁舎分室	1982	127	127	127	S造	—
	新座市役所第四庁舎	2002	1,337	673	1,355	S造	—
	市役所第五庁舎	1988	173	98	191	W造	—
	新座駅北口土地区画 整理事務所	1983	992	—	198	S造	—
高齢福祉施設 (4施設)	福祉の里(障がい者福 祉センター、老人福祉 センター、老人デイス ビスセンター、児童セ ンター、体育館、図書 館含む。)	1993	8,437	6,925	6,925	RC造	—
	老人福祉センター	1974	3,273	1,113	1,113	RC造	—
	第二老人福祉センター	1980	2,645	928	928	RC造	—
	シルバー人材センター	1989	1,808	—	500	RC造	—
スポーツ施設 (3施設)	市民総合体育館	1988	14,729	5,427	8,328	RC造	2004
	片山ファミリープール管 理棟	1981	145	145	145	S造	—
	大和田ファミリープール 管理棟	1987	325	325	333	RC造	—
文化施設 (1施設)	市民会館(中央図書館 を含む。)	1978	6,600	—	5,735	RC造	2012
幼稚園・保育園・こども園 (10施設)	第一保育園	2013	1,437	791	784	W造	—
	第二保育園	2015	917.85	881.61	881.61	S造	—
	栄保育園	2004	1,694	682	1,169	RC造	—
	西堀保育園	2012	1,425	791	697	W造	—

類 型 (※1)	施設名	建設年度 (※2)	敷地面積	建築面積	建物総延床 面積	構 造 (※3)	直近の大規模改修 年度
			㎡	㎡	㎡		
幼稚園・保育園・こども園 (10施設)	北野保育園	2014	1,558	872	819	S造	—
	新座保育園	2015	1,998	976	1,015	S造	—
	栗原保育園	2003	1,496	481	599	RC造	2014
	北野の森保育園	2001	627	321	496	RC造	—
	北野の森保育園分園	2004	517	143	118	S造	—
	新堀保育園	2003	1,582	—	1,085	RC造	—
幼児・児童施設 (9施設)	児童センター	1983	5,475	696	1,061	RC造	—
	西堀放課後児童保育室	2011	685	164	157	W造	—
	東北放課後児童保育室	2004	426	217	192	S造	—
	野火止放課後児童保育室	2003	722	—	329	S造	—
	池田放課後児童保育室	1979	661	168	168	S造	—
	東野放課後児童保育室	1981	496	258	205	S造	2004
	新開放課後児童保育室	2002	499	—	242	S造	—
	陣屋放課後児童保育室	2001	599	133	128	S造	—
	新座放課後児童保育室	2004	675	217	180	S造	—
障がい福祉施設 (6施設)	みどり学園	1974	4,978	329	287	RC造	—
	わかば学園	1983	1,983	797	756	RC造	2014
	福祉工房さわらび	1996	858	391	391	S造	2010
	ふらっと	1981	279	63	89	S造	—
	福祉工房楓	2013	300	135	135	S造	—
	けやきの家	2009	998	518	518	S造	—
保健施設 (1施設)	保健センター	1984	2,115	662	999	RC造	—
消防施設 (8施設)	消防団第一分団車庫	2009	195	45	89	S造	—



類 型 (※1)	施設名	建設年度 (※2)	敷地面積	建築面積	建物総延床 面積	構 造 (※3)	直近の大規模改修 年度
			㎡	㎡	㎡		
消防施設 (8施設)	消防団第二分団車庫	1994	276	41	80	S造	—
	消防団第三分団車庫	2013	261	45	89	S造	—
	消防団第四分団車庫	2012	222	45	89	S造	—
	消防団第五分団車庫	1988	80	36	73	S造	—
	消防団第六分団車庫	2003	240	46	93	S造	—
	消防団第七分団車庫	2001	198	45	89	S造	—
	消防団第八分団車庫	2007	192	46	89	S造	—
公園(事務所等) (2施設)	総合運動公園管理事務所及び公衆便所	1996	456	—	594	RC造	—
	栄緑道管理事務所	1994	146	146	146	S造	—
博物館等 (1施設)	歴史民俗資料館	1981	1,421	369	365	RC造	—
その他行政系施設 (1施設)	資源保管センター	1994	849	137	137	S造	—
その他 (9施設)	市営墓園	2013	110,115	—	1,736	RC造	—
	片山農産物直売所	1993	947	99	99	W造	—
	志木駅南口広場公衆便所	1989	119	—	34	RC造	2013
	新座駅南口広場公衆便所	2001	36	30	30	RC造	—
	三軒屋自転車駐車場	1985	985	—	985	RC造	—
	富士塚自転車駐車場	1986	562	—	865	S造	2012
	三軒屋公園前自転車駐車場	1997	610	—	1,393	S造	2012
	栗原五丁目自転車駐車場	1996	1,284	—	1,419	RC造	2012
	新座駅南口地下自転車駐車場	2002	4,589	—	3,918	RC造	—

(※1) 一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)において提供する公共施設更新費用試算ソフトの仕様に合わせた施設の類型を記載

(※2) 同一敷地内に複数棟ある場合は、主用途である棟の建築年度を記載

(※3) 同一敷地内に複数棟ある場合は、主用途である棟の構造を記載